

石運輸第276号の3
令和5年8月2日

旅客自動車運送事業者 各位
貨物自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン（輸送の安全性の更なる向上にむけて）」の改訂について

標記について、北陸信越運輸局次長から別紙のとおり通知があったので、了知願います。
なお、本ガイドラインについては、北陸信越運輸局ホームページ上で掲載済みであることを申し添えます。

北信総安第9号
令和5年7月31日

総務部長 殿
鉄道部長 殿
自動車交通部長 殿
自動車技術安全部長 殿
海事部長 殿
各運輸支局長 殿
各運輸支局次長 殿

北陸信越運輸局次長

「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン（輸送の安全性の更なる向上に向けて）」の改訂について

標記について、大臣官房運輸安全監理官から別添のとおり改訂の通知（令和5年6月22日付け国官運安第18号の2）があったので、了知されるとともに、事業者あて周知されたい。

なお、本ガイドラインについては、北陸信越運輸局ホームページ上で掲載済みであることを申し添える。

国官運安第18号の2
令和5年6月22日

北海道運輸局次長	殿
東北運輸局次長	殿
関東運輸局次長	殿
北陸信越運輸局次長	殿
中部運輸局次長	殿
近畿運輸局次長	殿
神戸運輸監理部総務企画部長	殿
中国運輸局次長	殿
四国運輸局次長	殿
九州運輸局次長	殿
東京航空局次長	殿
大阪航空局次長	殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長	殿

大臣官房 運輸安全監理官

「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン
(輸送の安全性の更なる向上に向けて)」の改訂について

「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン（輸送の安全性の更なる向上に向けて）の改訂について」（令和5年3月23日付国官運安第214号）を別添のとおり改訂したので、遺漏なきよう取り計らわれない。

運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン
～輸送の安全性の更なる向上に向けて～

令和5年6月
国土交通省大臣官房
運輸安全監理官

目 次

はじめに	1
改訂にあたって	2
1. ガイドラインの位置付け	3
2. 安全管理体制の構築・改善の意義と目的	3
3. ガイドラインの適用範囲	4
4. 用語の定義	4
5. 運輸事業者に期待される安全管理の取組	
(1) 経営トップの責務	6
(2) 安全方針	6
(3) 安全重点施策	7
(4) 安全統括管理者の責務	8
(5) 要員の責任・権限	8
(6) 情報伝達及びコミュニケーションの確保	8
(7) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用	9
(8) 重大な事故等への対応	10
(9) 関係法令等の遵守の確保	11
(10) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等	11
(11) 内部監査	12
(12) マネジメントレビューと継続的改善	13
(13) 文書の作成及び管理	14
(14) 記録の作成及び維持	15
おわりに	16
付属書	
・ 中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン	
・ 鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方	
・ 小規模海運事業者における安全管理の進め方	

はじめに

安全は公共交通機関の最も基本的なサービスであり、公共交通機関に対する国民の信頼の根本を成すものである。

しかしながら、鉄道分野では、平成17年4月25日にはJR福知山線における死者107名、負傷者562名という未曾有の大惨事や、有人踏切において列車接近中に遮断機を上昇させて通行者が亡くなるという事故等が発生した。また、同時期に、航空分野においても、我が国航空運送事業者における管制指示違反、不適切な整備の実施等々、数多くのトラブルが発生しており、さらに、自動車分野や海運分野においても様々な事故・トラブルが多発した。

これらの事象は、多くの場合において、共通する因子としてヒューマンエラーとの関連が指摘されており、なぜそのようなエラー・不注意を招いたのか、その背後関係を調べることが重要であるため、国土交通省では「公共交通に係るヒューマンエラー事故防止対策検討委員会」を設置し、各交通モードを横断的に、ヒューマンエラー発生メカニズムを検証し、平成17年8月に中間とりまとめが、平成18年3月に最終とりまとめが行われた。

これらの「とりまとめ」においては、運輸事業者（以下「事業者」という。）自らが経営トップから現場まで一丸となり安全管理体制を構築することと、その安全管理体制の実施状況を国が確認する「運輸安全マネジメント評価」の仕組みを導入することなど、新たな具体的な方向性が示された。

国土交通省においては、この新たな方向性を踏まえて、事業者の安全管理体制の構築のための関係法令を改正し、平成18年10月から運輸安全マネジメント制度を導入し、運輸安全マネジメント評価を実施している。

また、事業者が構築した安全管理体制を記載する安全管理規程に係るガイドライン等の検討を行うため、平成17年12月に、学識経験者、関係事業者等から構成する「運輸安全マネジメント態勢構築に係るガイドライン等検討会」を設置し、各交通モード共通に、安全管理規程の記載事項について、4回にわたり議論を行い、平成18年4月に「安全管理規程に係るガイドライン」をとりまとめた。

なお、「安全管理規程に係るガイドライン」は、運輸安全マネジメント制度導入にあたって、主として、各事業法の規定に基づき事業者が作成する安全管理規程に記載する項目と、その考え方を示し、さらに、各交通モードの担当局において、各項目における具体的な取組の深度等、各交通モードの業態に応じた具体的な検討を進め、各事業法の関係省令、通達等の制定を行うことを位置付けとしてとりまとめた。

改訂にあたって（令和5年6月）

平成29年7月以降の運輸安全マネジメント評価については、今日的な課題としてガイドラインに追記された人材不足に起因する社員・職員等の高齢化、自然災害、テロ、感染症等の対応や貸切バス事業者を中心とした中小自動車運送事業者の安全性向上に向けた自主的な取組を促進させることに重点を置き評価を実施し、運輸安全マネジメント制度の理解等も含め、一定の効果を得ている。

特に、自然災害対応については、平成29年7月のガイドラインに追記された「自然災害」への対応に関する基本的な考え方となる「運輸防災マネジメント指針」を令和2年7月に公表し、事業者の自然災害への対応に関する理解を深め、取組の促進を図ってきたところである。

一方で、多くの事業者において、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経営環境の悪化や人口減少・少子高齢化に伴う人材不足が顕在化し、輸送の安全を確保するための仕組みや手順等が変化することによる新たなリスクが発生している。

また、小規模な海運事業者の安全性の確保に対する社会的要請も高まっている。

これらを踏まえ、国土交通大臣から運輸審議会に対して、「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施（運輸安全マネジメント評価）に係る基本的な方針」の改正に関する諮問を行い、令和5年3月に答申を得、当該答申を受けて改正された「鉄道事業法第五十六条の二（軌道法第二十六条において準用する場合を含む。）、道路運送法第九十四条の二、貨物自動車運送事業法第六十条の二、海上運送法第二十五条の二、内航海運業法第二十六条の二第一項及び航空法第三百三十四条の二の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正について（令和5年3月23日付け国官運安213号）」の規定に基づき、事業者が安全管理体制を構築・改善するにあたり、その効果を実効性のあるものとするため、次に掲げる考え方を踏まえて改訂した。

- ① 社会環境の変化等に伴う新たな課題についても、内部監査やマネジメントレビューを活用し、これを的確に把握し、安全重点施策に反映させるなどの対応が重要。
- ② 近年において頻発化、激甚化している自然災害も輸送の安全を脅かす要因として捉え、防災・減災に向けた取組についても、継続的改善（PDCAサイクル）に繋げることが重要。

1. ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、鉄道事業法、道路運送法、海上運送法、航空法等の規定により、事業者には「輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない」ことが求められていることに応じた事業者の安全管理体制の構築・改善に係る取組のねらいとその進め方の参考例を示すものである。そのため、事業者においては、自社の状況に応じて、本ガイドラインを参考に、安全管理体制の構築・改善に向けた取組を進めることが期待される。

なお、「事業者自らが自主的かつ積極的な輸送の安全の取組を推進し、輸送の安全性を向上させる」という運輸安全マネジメント制度の趣旨に鑑み、事業者が本ガイドラインに示す取組以外の進め方で輸送の安全の取組を行うことを妨げるものではない。

2. 安全管理体制の構築・改善の意義と目的

事業者における輸送の安全の確保の取組を活性化させ、より効果的なものとするためには、経営トップが主体的かつ積極的に関与し、強いリーダーシップを発揮することが極めて重要であり、以下の事項を明示し、これらをベースとし、安全管理体制の構築・改善を図ることが必要である。

- ① 安全方針の策定とその周知徹底
- ② 安全重点施策の策定とその推進
- ③ 社内の横断的・縦断的な輸送の安全の確保に係るコミュニケーションの確保
- ④ 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用
- ⑤ 安全管理体制に係る内部監査の実施
- ⑥ 安全管理体制全般のマネジメントレビュー
- ⑦ 上記の輸送の安全に関する一連の取組を適時、適切に推進するための、P D C Aサイクル(P l a n (計画)、D o (実行)、C h e c k (点検)、A c t (改善)の循環)の仕組みの導入とその有効活用

安全管理体制は一旦構築したら終わりではなく、継続的にそのレベルアップを図ることが大切である。このためには、安全管理体制にP D C Aサイクルを組み込むことが重要で、これにより継続的な見直し・改善の取組が進み、その結果として、事業者には安全文化が醸成され、事業に関係する全要員に安全最優先の原則と関係法令等の遵守が徹底されることにつながる。したがって、安全管理体制の構築にあたっては、P D C Aサイクルが機能するよう十分な配慮が求められる。

なお、安全管理体制を構築・改善する際には、事業者が運輸安全マネジメント制度の趣旨等を理解し信頼すること、安全管理体制に係る要員に適切な教育・訓練を行う

こと、過剰な文書や記録の作成を排除すること、事業者の事業形態及び事業規模に相応しい取組を行えるような体制とすることが必要である。

本ガイドラインは、事業者における安全管理体制の構築・改善に係る取組のねらいとその進め方の参考例を示すことにより、次に掲げる事項の実現を図ることを目的とする。

- (1) 適切な安全管理体制の自律的・継続的な実現と見直し・改善
- (2) 安全最優先の原則と関係法令等の遵守の事業に関係する全要員への徹底及び実現のための不断の動機付け
- (3) 事業者における安全文化の構築・定着

3. ガイドラインの適用範囲

- (1) 本ガイドラインは、事業者の経営管理部門が行う「当該事業の輸送の安全を確保するための管理業務」（以下「管理業務」という。）に適用する。
- (2) 本ガイドラインの適用にあたって、事業者は、次に掲げる事項を明らかにする必要がある。
 - ① 経営管理部門の範囲
 - ② 経営管理部門が行う管理業務の実施対象となる範囲
 - ③ 管理業務について、その一部を外部委託する場合は、当該外部委託した管理業務に適用される管理の方法とその取組内容

4. 用語の定義

- (1) 安全管理体制：経営管理部門により行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、改善される体制
- (2) 経営トップ：事業者において、最高位で指揮し、管理する個人又はグループ
- (3) 経営管理部門：現業実施部門を管理する責任・権限を持つ部門（経営トップ及び安全統括管理者を含む。）
- (4) 現業実施部門：輸送の安全に係る運行（運航）、整備等輸送サービスの実施に

直接携わる部門

- (5) 安全方針：経営トップが主体的に関与し、策定した、輸送の安全を確保するための事業者の全体的な意図及び方向性を示す基本的な方針
- (6) 輸送施設等：車両、船舶、航空機等及びこれらの運行（運航）に必要な施設、設備等
- (7) 安全重点施策：安全方針に沿い、かつ、自らの安全に関する具体的な課題解決に向けて設定した、組織全体、各部門、支社等における輸送の安全の確保に関する目標と、その目標を達成するために必要な具体的な取組計画
- (8) 安全統括管理者：各事業法の規定に基づき、選任することが義務付けられている輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
- (9) コミュニケーション：情報を双方向又は多方向で伝え合う行為
- (10) 関係法令等：事業に係る輸送の安全に関する法令及び事業者が必要と判断し定めた社内規則・ルール
- (11) マネジメントレビュー：経営トップが主体的に関与して、少なくとも年に1回、事業者全体の安全管理体制の構築・改善の状況を振り返り、総括し、それら安全管理体制が適切かつ有効に機能していることを評価し、必要に応じて、見直し・改善を行う活動
- (12) 継続的改善：「内部監査」、「マネジメントレビュー」又は日常業務における活動等の結果から明らかになった安全管理体制上の課題等についてどのように改善するかを決め、是正措置又は予防措置を行う行為
- (13) 是正措置：明らかとなった課題等を是正する措置であって、再発を防止するために、その課題等の様態に見合った原因を除去するための措置
- (14) 予防措置：潜在的な課題等の発生等を予防する措置であって、その課題等の様態に見合った潜在的な課題等の原因を除去する措置

5. 運輸事業者に期待される安全管理の取組

(1) 経営トップの責務

1) 経営トップは、輸送の安全の確保のため、次に掲げる事項について、主体的に関与し、事業者組織全体の安全管理体制を構築・改善するとともに、顕在化が進む人材不足に起因する社員・職員等の高齢化及び厳しい経営状況に起因する老朽化した輸送施設等の使用から生じる安全上の課題並びに社会的要請が高まっている自然災害、テロ、感染症等への備えと対応が重要であることを認識し、適切に運営する。

- ① 安全最優先の原則と関係法令等の遵守を徹底する。
- ② 安全方針を策定する。
- ③ 安全統括管理者、その他経営管理部門で安全管理に従事する者（以下「安全統括管理者等」という。）に指示するなどして、安全重点施策を策定する。
- ④ 安全統括管理者等に指示するなどして、重大な事故、自然災害、テロ、感染症等への備えと対応を実施する。
- ⑤ 安全管理体制を構築・改善するために、かつ、輸送の安全を確保するために、安全統括管理者等に指示するなどして、必要な要員、情報、輸送施設等が使用できるようにする。
- ⑥ マネジメントレビューを実施する。

2) 上記のほか、経営トップは、リーダーシップを発揮し、安全統括管理者等に指示するなどして、(2) 以下に掲げる取組を構築・改善し、もって安全管理体制を適切に機能させる。

(注) 自然災害への対応については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「運輸防災マネジメント指針」を参照願う。

(2) 安全方針

1) 経営トップは、事業者の輸送の安全の確保に関する基本理念として、安全管理にかかわる事業者の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を策定する。

2) 安全方針には、輸送の安全の確保を的確に図るために、少なくとも次に掲げる事項の趣旨を盛り込むものとする。

- ① 安全最優先の原則
- ② 関係法令等の遵守
- ③ 安全管理体制の継続的改善等の実施

なお、事故、自然災害等が発生した際の行動理念として人命最優先の原則の趣旨を安全方針、又は事故、自然災害等への対応に係る社内規則・ルール等に盛り込むものとする。

また、社員・職員等にその内容を理解させ、実践することができるよう、できる

だけ簡明な内容とする。

- 3) 経営トップをはじめ経営管理部門は、安全方針の意義、内容等を、深く自覚するとともに、各要員に安全方針の内容を理解させ、その実践を促すため、経営トップの率先垂範により、あらゆる機会を捉え、周知を効果的に行う。
- 4) 事業者は、安全方針に関する各要員の理解度及び浸透度を定期的に把握する。
- 5) 経営トップは、安全方針について、4)の結果を踏まえ、必要に応じて、見直し（現行の安全方針の変更の必要性の有無及び周知方法の見直しを含む。）を行う。

(3) 安全重点施策

- 1) 事業者は、安全方針に沿い、かつ、自らの安全に関する具体的な課題解決に向け、組織全体、各部門又は支社等において、輸送の安全の確保に関する目標（以下「目標」という。）を設定し、目標を達成するため、輸送の安全を確保するために必要な具体的な取組計画（以下「取組計画」という。）を作成する。

目標及び取組計画は、事故及びヒヤリ・ハットの発生状況、自社を取り巻く環境の変化等に伴う新たな課題、現場等からの改善提案、内部監査、マネジメントレビュー、保安監査及び運輸安全マネジメント評価の結果、利用者からの意見・要望などにより、輸送現場の安全に関する課題を具体的かつ詳細に把握し、それら課題の解決・改善に直結するものとする。
- 2) 事業者は、目標の設定及び取組計画の作成にあたっては、以下の点に留意する。
 - ① 目標年次を設定すること、また、可能な限り、単年度の目標及び中長期の目標の両者を設定すること
 - ② 可能な限り、数値目標等の具体的目標とし、外部の者も容易に確認しやすく、事後的にその達成状況を検証・評価できるものとする
 - ③ 取組計画の実施にあたっての責任者、手段、実施期間・日程等を明らかにすること
 - ④ 社員・職員等の高齢化及び老朽化した輸送施設等を使用することから生じる安全上の課題並びに自然災害、テロ、感染症等への備えに配慮すること
 - ⑤ 現場の声を汲み上げる等、現場の実態を踏まえた改善効果が高まるよう配慮すること
 - ⑥ 社員・職員等が理解しやすく、輸送の安全性の向上への熱意・モチベーションが高まるよう配慮すること
 - ⑦ 目標達成後においては、その達成状況を踏まえ、必要に応じて、より高い目標を新たに設定すること
- 3) 事業者は、目標を達成すべく、取組計画に従い、輸送の安全に関する取組を着実に実施する。
- 4) 事業者は、安全重点施策について定期的に取組計画の進捗状況及び目標の達成状況を把握するとともに、内部監査の結果等を踏まえ、マネジメントレビューの機会等を活用して、少なくとも1年毎に見直しを行う。

(注) 安全重点施策の策定については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「安全重点施策とマネジメントレビューの理解を深めるために」を参照願う。

(4) 安全統括管理者の責務

経営トップは、安全管理体制の適切な運営及び安全最優先の意識等の徹底を実効的なものとする観点から、安全統括管理者に、次に掲げる責任・権限を具体的に与える。

- 1) 安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持し、改善する。
- 2) 安全管理体制の課題又は問題点を的確に把握する立場として、以下の事項を経営トップに適時、適切に報告又は意見上申する。
 - ・安全方針の浸透・定着の状況
 - ・自社を取り巻く環境の変化等に伴う新たな課題への対応状況
 - ・安全重点施策の進捗・達成状況
 - ・自然災害、テロ、感染症等の備えと対応に係る取組状況
 - ・情報伝達及びコミュニケーションの確保の状況
 - ・外部からの安全に関する要望、苦情
 - ・事故等の発生状況
 - ・是正措置及び予防措置の実施状況
 - ・安全管理体制の実施状況及び改善の必要性の有無
 - ・内部監査の結果
 - ・改善提案
 - ・過去のマネジメントレビューの結果に対する対応状況
 - ・その他必要と判断した情報
- 3) 安全方針の周知を徹底する。

(5) 要員の責任・権限

- 1) 事業者は、安全管理体制を適切に構築・改善するために必要な要員の責任・権限を定め、周知する。
- 2) 事業者は、「責任・権限」として、安全管理体制の運営上、必要な責任・権限の他、関係法令等で定められている責任・権限を、必要とされる要員に与える。

(6) 情報伝達及びコミュニケーションの確保

- 1) 事業者は、以下のとおり、輸送の安全の確保に係る的確な情報伝達及びコミュニケーションを確保する。
 - ① 経営管理部門から現業実施部門への情報伝達の仕組みを構築し、適切に運用する。
 - ② 現場で明らかとなった課題、潜在している課題等が、現業実施部門から経営管理部門に対して報告・上申される仕組みを構築し、適切に運用する。

- ③ 関係する部門間の情報の流れの滞りや共有不足などに起因する輸送の安全の確保に関するトラブル等を防止するため、縦断的、横断的に輸送の安全の確保に必要な情報を共有する。
 - ④ 経営管理部門が自ら、又は、現業実施部門の管理者を通じて、経営管理部門の方針、目標、取組計画等の考えを的確に現場に伝えるとともに、現場の課題等を的確に把握する。
 - ⑤ 情報伝達及びコミュニケーションに関して、明らかになった課題等について、必要な措置を検討・実施し、それらの措置に対する効果の検証、見直しを行う仕組みを構築し、適切に運用する。
- 2) 事業者は、委託先事業者との間においても輸送の安全の確保に係る的確な情報伝達及びコミュニケーションを実現する。
 - 3) 事業者は、関係法令等に従い、事業者において輸送の安全を確保するために講じた措置、講じようとする措置等の輸送の安全にかかわる情報を外部に対して公表する。
 - 4) 事業者は、必要に応じて、旅客、荷主等に対して、旅客、荷主等の行動が輸送の安全の確保に影響を与えるおそれがあることを伝えるなどの安全啓発活動を適時、適切に行うとともに、旅客、荷主等からの意見・要望を収集し、事故の未然防止に活用する。
 - 5) 事業者は、自然災害、テロ、感染症等の発生により輸送の安全を確保できない恐れがあると予測される場合には、旅客等に対して、輸送の中止・再開、代替輸送等に関する最新情報の提供を図る。また、荷主等に対しては、輸送の中止・再開、ルートの変更等に関する協議等を行うことに努める。
 - 6) 事業者は、自社の安全管理実態等を踏まえ、必要に応じて、次に掲げるような措置を講じる。
 - ① 輸送の安全の確保に関する情報のデータベース化とそれに対する容易なアクセス手段の確保
 - ② 1) ②に基づき構築したものとは別に、社員・職員等から経営トップ等へ情報を伝達するため、情報通信技術等（例：電子メール、SNS）を活用した仕組みの構築

(7) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用

- 1) 事業者は、輸送の安全を確保するため、事故、ヒヤリ・ハット情報等の定義及び収集手順を定め、それらの情報を収集する。収集した情報のうち、事業者が輸送の安全確保のため特に重要と定めた情報については、適時、適切に経営トップまで報告する。
- 2) 事業者は、輸送の安全を確保するため、以下の手順により 1) で収集した情報の活用に取り組む。なお、情報の分類・整理、対策の検討及び効果把握・見直しに親会社、グループ会社、協力会社、民間の専門機関等を活用することができる。

- ① 1) で収集した情報を分類・整理する。
 - ② ①の分類・整理の結果、根本的な原因の分析を行う必要がある事象を抽出し、当該事象が発生した根本的な原因を人、施設・設備、環境、管理等の視点から多角的に究明する。
 - ③ ①又は②の結果を踏まえ、対策を実施すべき原因を絞り込む。
 - ④ ③の結果を踏まえ、事故等の再発防止・未然防止のための対策を検討し、実施する。
 - ⑤ ④で実施した対策の効果を把握し、必要に応じて、対策の見直しを行う。
 - ⑥ ①～⑤の手順の運用が確立できた後は、①で分類・整理した情報等を参考に、潜在的な危険（日常業務に潜在する輸送の安全に関する危険）についても洗い出し、潜在的な危険が生じる可能性と事故につながる可能性、事故につながった場合の影響の大きさの評価を行い、対策を実施すべき潜在的な危険を選定する。
 - ⑦ ⑥で選定した潜在的な危険から発生し得る事故の未然防止対策を検討し、実施するとともに、実施した当該対策の効果を把握し、必要に応じて、見直しを行う。
- 3) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の分類・整理の結果、それらの原因究明等を踏まえ策定された再発防止策・未然防止策は、必要に応じて、安全重点施策へ反映させる。
 - 4) 事業者は、必要に応じて、1) 及び2) の取組の円滑かつ有効な実施に向けた業務環境の整備を図る。また、報告の重要性の認識を浸透させ、積極的な報告を促すよう配慮するとともに、ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ等を導入し活用するなど、報告を補完する手段についても検討する。
 - 5) 事業者は、リスクを管理する要員に対する教育・訓練を計画的に実施し、その効果を把握し、必要に応じて、当該教育・訓練内容等の見直し・改善を図る。
 - 6) 事業者は、事故等の再発防止・未然防止の観点から他の事業者や他のモードにおける事故等の事例を的確に活用する。

(注) 上記1)～6) の取組の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方～事故の再発防止・予防に向けて～」等を参照願う。

(8) 重大な事故等への対応

- 1) 事業者は、通常に対応措置では対処できない程度・規模の事故、自然災害、テロ、感染症等（以下「重大な事故等」とする。）が発生した場合に備え、(5) で定めた責任・権限を超えて適切かつ柔軟に必要な措置を講じることができるよう、その責任者を定め、応急措置及び復旧措置の実施、事故等の原因、被害等に関する調査及び分析等に係る責任、権限等必要な事項を明らかにした対応手順を定め、周知する。
- 2) 1) の対応手順は、いたずらに複雑かつ緻密な手順とならないようにする。
- 3) 事業者は、重大な事故等の発生時には、関係する要員に事故等の発生を速やかに

報告するとともに、適宜、事故等の内容、原因、再発防止策等を伝達し、1)の対応手順により組織横断的に迅速かつ的確な対応を図る。

- 4) 事業者は、1)の対応手順を実効的なものとするため、必要に応じて、事業者の事業規模、事業内容に応じた組織横断的な重大な事故等への対応訓練（情報伝達訓練や机上シミュレーション等を含む。）を定期的に行う。
- 5) 事業者は、必要に応じて、4)の訓練や過去の重大な事故等の対応における反省点、課題等を取りまとめ、1)の対応手順、対応のための組織・人員体制、輸送施設等の見直し・改善を図る。
- 6) 事業者は、重大な事故等への対応（復旧措置を含む）について、地方自治体、国の行政機関、事業者団体、他の事業者等との定期的な訓練等の機会を通じ、連携強化に努める。

（注）自然災害への対応については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「運輸防災マネジメント指針」を参照願う。

（9）関係法令等の遵守の確保

事業者は、輸送の安全を確保する上で必要な事項に関し、関係法令等の規定を遵守するための体制・仕組みを構築する。安全統括管理者等は、各部門や各要員における関係法令等の遵守状況及び構築した体制・仕組みが有効に機能しているかを定期的に確認する。

（10）安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等

- 1) 事業者は、安全管理体制の構築・改善の取組に直接従事する要員、即ち、経営トップ、安全統括管理者等、各部門の安全管理に従事する責任者及びその補助者等並びに安全管理体制に係る内部監査を担当する者に対して、運輸安全マネジメント制度の趣旨等の理解を深めるため、次に掲げる事項に関し必要な教育・訓練を計画的に実施し、その有効性、効果を把握し、必要に応じて、当該教育・訓練の内容等の見直し・改善を図る。
 - ① 本ガイドライン（運輸安全マネジメント制度の趣旨・ねらい、安全管理体制におけるPDCAサイクルの概念等を含む。）及び運輸防災マネジメント指針の内容
 - ② 安全管理規程
 - ③ 関係法令等
- 2) 1)の教育・訓練の内容は、安全管理体制の構築・改善の取組に必要とされるもので、要員が理解しやすい具体的なものとする。
- 3) 事業者は、1)以外の現業実施部門の社員・職員等の必要な能力の習得及び獲得した技能の維持のための教育・訓練・研修を計画的に実施し、その有効性、効果を把握し、必要に応じて、当該教育・訓練の内容等の見直し・改善を図る。

- 4) 事業者は、現業実施部門の管理者に対して、安全管理体制を運用する上で必要な能力を習得させるための教育・訓練・研修を計画的に実施する。
- 5) 事業者は、「事故、被災等」の教訓を風化させないための取組を行う。

(11) 内部監査

- 1) 事業者は、安全管理体制の構築・改善の取組に関する次の事項を確認するために内部監査を実施する。なお、内部監査の範囲は安全管理体制全般とし、経営トップ、安全統括管理者等及び必要に応じて現業実施部門に対して行う。また、事業者は、必要に応じて、親会社、グループ会社、協力会社、民間の専門機関等を活用して内部監査を実施することもできる。
 - ① 安全管理体制の構築・改善の取組が、安全管理規程、その他事業者が決めた安全管理体制に関する規程・手順に適合しているか。
 - ② 安全管理体制が適切に運営され、有効に機能しているか。
- 2) 内部監査の一般的な手順等は、以下のとおりである。
 - ① 事業者は、監査対象となる取組状況、過去の監査結果等を考慮して、監査方針、重点確認事項等を含めた監査計画を策定する。
 - ② 事業者は、監査の範囲、頻度及び方法を定めて、経営トップ、安全統括管理者等に対しては、少なくとも1年毎に内部監査を実施する。さらに、重大事故等が発生した際は適宜必要な内部監査を実施する。
 - ③ 内部監査を担当する者（以下「内部監査要員」という。）は、監査終了後、監査結果を速やかに取りまとめ、経営トップ及び安全統括管理者に報告するとともに被監査部門関係者に監査結果を説明する。
 - ④ 被監査部門の責任者は、監査で指摘を受けた点に対して、必要な是正措置・予防措置を実施する。
 - ⑤ 事業者は、実施された措置内容の検証を行い、検証内容を経営トップ及び安全統括管理者に報告する。
- 3) 内部監査の実施にあたっては、以下の点に留意する。
 - ① 経営トップ等は、内部監査の必要性・重要性を周知徹底する等の支援を行う。
 - ② 事業者は、内部監査を受ける部門の業務に従事していない者が監査を実施するなど、監査の客観性を確保する。
 - ③ 事業者は、内部監査要員に対して、他部署に展開することが望ましいと思われる優れた取組事例の積極的な収集・活用や是正措置・予防措置の提案などが内部監査の重要な要素の一つであることを伝え、理解を促す。
 - ④ 事業者は、内部監査要員に対して、内部監査を効果的に実施するため、内部監査の方法等について必要な教育・訓練を実施する。
 - ⑤ 事業者は、内部監査の取組状況や内部監査要員の力量を定期的に把握・検証し、必要に応じて、内部監査の方法や内部監査要員に対する教育・訓練などの見直し・改善を図る。

- ⑥ 事業者は、内部監査要員に対して、輸送の安全を確保する上で、自社を取り巻く環境の変化等に伴う新たな課題に適時、適切に対応しているかを確認することが重要であることを伝え、理解を促す。

(注) 安全管理体制に係る内部監査の取組の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「安全管理体制に係る内部監査の理解を深めるために」を参照願う。

(12) マネジメントレビューと継続的改善

1) マネジメントレビュー

- ① 経営トップは、安全管理体制が適切に運営され、有効に機能していることを確認するために、少なくとも1年毎にマネジメントレビューを行う。さらに、重大な事故等が発生した際は適宜実施する。
- ② 経営トップは、マネジメントレビューの際に、例えば以下に示す安全管理体制に関する情報を確認し、安全管理体制の改善の必要性と実施時期、必要となる資源等について検討を行う。
- ・ 社員・職員等への安全方針の浸透・定着の状況
 - ・ 自社を取り巻く環境の変化等に伴う新たな課題への対応状況
 - ・ 安全重点施策の進捗・達成状況
 - ・ 自然災害、テロ、感染症等への備えと対応に係る取組状況
 - ・ 情報伝達及びコミュニケーションの確保の状況
 - ・ 外部からの安全に関する要望、苦情
 - ・ 事故等の発生状況
 - ・ 是正措置及び予防措置の実施状況
 - ・ 安全管理体制の実施状況及び改善の必要性の有無
 - ・ 教育・訓練の実績、安全上の課題に対する教育・訓練の効果
 - ・ 内部監査の結果
 - ・ 改善提案
 - ・ 過去のマネジメントレビューの結果に対する対応状況
 - ・ 国の保安監査や運輸安全マネジメント評価の結果
 - ・ その他必要と判断した情報 など
- ③ マネジメントレビューの具体的な実施体制及び方法は、事業者の安全管理の実態に見合ったものとする。
- ④ 経営トップは、マネジメントレビューの結果として、例えば以下に示す事項を決定する。
- ・ 今後の安全管理体制の構築・改善に関する目標と取組計画（次年度の安全重点施策を含む。）
 - ・ 輸送の安全の確保に関する取組の手順・方法の見直し・改善

- ・ 輸送の安全の確保に関する組織・人員体制の見直し・改善
- ・ 輸送の安全の確保に関する投資計画の見直し・改善 など

2) 継続的改善（是正措置及び予防措置）

事業者は、「マネジメントレビュー」、「内部監査」又は日常業務における活動等の結果から明らかになった安全管理体制上の課題等については、その原因を除去するための是正措置を講じ、輸送の安全に関する潜在的な課題等については、その原因を除去するための予防措置を適時、適切に講じる。是正措置及び予防措置を実施する際には、以下に定める手順で行う。

- ① 明らかとなった課題等及び潜在的課題等の内容確認
- ② 課題等の原因の特定
- ③ 是正措置及び予防措置を実施する必要性の検討
- ④ 必要となる是正措置及び予防措置の検討・実施
- ⑤ 実施した是正措置及び予防措置の事後の有効性の評価

(注) マネジメントレビューの取組の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「安全重点施策とマネジメントレビューの理解を深めるために」を参照願う。

(13) 文書の作成及び管理

1) 事業者は、安全管理体制を構築・改善するために、事業規模等に応じて、次に掲げる文書を作成し、適切に管理する。

- ① 安全管理体制を構築・改善する上で、基本となる必要な手順を規定した文書
 - (ア) 文書管理手順：文書の承認、発行、改訂等の手順を定めた文書
 - (イ) 記録管理手順：記録の分類、保管、廃棄等の手順を定めた文書
 - (ウ) 事故情報等管理手順：事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用の手順を定めた文書（（7）関係）
 - (エ) 重大な事故等対応手順：重大な事故等の対応の手順を定めた文書（（8）関係）
 - (オ) 内部監査手順：内部監査の手順を定めた文書（（11）関係）
 - (カ) 是正及び予防に関する手順：是正措置及び予防措置を決定するための手順を定めた文書（（12）2）関係）
- ② 関係法令等により作成を義務付けられている文書
- ③ その他安全管理体制を構築・改善する上で、事業者が必要と判断した文書

なお、適切な文書化を行うことのねらいは、以下のとおりである。

- ① 安全管理体制の運営上必要な業務内容が明らかとなる。
- ② その内容が必要とされる要員に理解されることとなる。
- ③ ①及び②により、必要な手順が確実な再現性を伴って実施される。
- ④ 当該業務に関し、内外からの評価が容易となる。

2) 文書は、文書の様式、書式、形態（電子媒体を含む。）等を含め、文書化すべき文書の範囲、程度、詳細さは、事業者が1)の文書化のねらいを踏まえ実効性のある文書管理を行うために適切と判断したものとする。過剰、複雑な文書化は、かえって文書管理の効率を損なうこととなることから、既存文書をできる限り活用し、過剰に文書を作成しないよう留意し、また、必要に応じて、フローチャート、図、表等を活用する等文書内容を簡明化する。

(14) 記録の作成及び維持

1) 事業者は、安全管理体制の運用結果を記録に残すために、次に掲げる記録を作成し適切に維持する。

- ① 安全管理体制を構築・改善する上で、基本となる記録
 - (ア) 安全統括管理者から経営トップへの報告に関する記録（（4）2）関係）
 - (イ) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用に関する記録（（7）関係）
 - (ウ) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練に関する記録（（10）関係）
 - (エ) 内部監査の実施に関する記録（（11）関係）
 - (オ) マネジメントレビューに関する記録（（12）1）関係）
 - (カ) 是正措置及び予防措置に関する記録（（12）2）関係）
- ② 関係法令等により作成を義務付けられている記録
- ③ その他安全管理体制を構築・改善する上で、事業者が必要と判断した記録

なお、適切な記録を行うことのねらいは、以下のとおりである。

- ① 安全管理体制の実施結果が明確になり、内外に達成状況を示すことができる。
- ② ①により、その実施結果の評価や「継続的改善等」が可能となる。
- ③ データとして蓄積され、業務の一層の効率化が図られる。

2) 記録は、記録の様式、書式、形態（電子媒体を含む。）等を含め、作成・維持すべき記録の範囲、程度、詳細さは、事業者が1)の記録を行うことのねらいを踏まえ、事業者が実効性のある記録管理を行うために適切と判断したものとする。さらに、過剰、複雑な記録化は、かえって記録管理の効率を損なうこととなるから既存の記録をできる限り活用し、過剰に記録を作成しないよう留意し、また、記録は読みやすく、容易に識別かつ検索可能なものとする。

おわりに

平成18年に関係法令が改正されて以来、事業者においては、運輸安全マネジメント制度への理解と信頼が徐々に深まっており、安全管理体制の構築・改善に向けた積極的な取組が着実に進められている。

今後も、国土交通省では、本制度の一層の浸透・定着、ひいては、運輸業界全体の輸送の安全性の更なる向上に向け、関係団体等との連携を密にし、運輸安全マネジメント評価をはじめ本制度に係る各種施策を強力に推進する。

参考資料

本ガイドラインは、過去に2回の改訂を行ってきており、その改訂内容を参考までに以下に示す。

改訂にあたって（平成22年3月）

今般、国土交通省では、平成18年10月以降、これまで実施した運輸安全マネジメント評価や運輸安全マネジメント制度に関する各種調査研究で得た、事業者における安全管理体制の構築・改善の状況や知見を踏まえ、「安全管理規程に係るガイドライン」の見直し・改善を行うため、平成22年1月から運輸審議会運輸安全確保部会において、事業者における安全管理体制の構築・改善の取組のあり方等について、2回にわたり議論を行い、平成22年3月に本ガイドラインをとりまとめた。

本改訂にあたっては、事業者が安全管理体制を構築・改善するにあたり、その効果を実効性あるものとするため、次に掲げる考え方を踏まえ改訂した。

- ① 運輸安全マネジメント制度導入以降、各事業者では、関係事業法等に基づき安全管理規程が作成され、同規程に基づき、各種取組が運用されている状況にある。このため、本改訂にあたっては、主として、事業者における安全管理体制の構築・改善に係る取組のねらいとその進め方の参考例を示すことを本ガイドラインの位置付けとし、標題を「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～」に改める。
- ② 取組を行う主体（主語）を明確にするとともに、一般的に判りにくいマネジメントシステムの用語や表現を極力排除し、より簡明な内容とする。
- ③ ガイドラインの各項目に示す個々の取組自体についても、それぞれPDCAサイクルを機能させること（特にCとAを行うこと）を明記する。
- ④ 取組途上の事業者が比較的多い、「安全重点施策」、「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」、「内部監査」等については、当該事業者にとって参考となるよう取組手順を比較的详细に追記する。
- ⑤ 事業者の自主性が最大限発揮できるようなものとする。
- ⑥ 文書化、記録化の新たな義務付けは必要最小限とし、事業者が現有している文書等を可能な限り活用できるものとする。
- ⑦ 事業者が、その事業形態、事業規模等に相応しい取組ができるよう、本ガイドライン付属書として、これまでの運輸安全マネジメント評価等で把握した具体的な取組事例集を添付する。
- ⑧ 小規模事業者における安全管理体制の構築・改善の実情等を踏まえ、本ガイドライン付属書として、平成21年6月に公表した「鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方」及び「小規模海運事業者における安全管理の進め方」を添付する。

改訂にあたって（平成29年7月）

平成18年10月の運輸安全マネジメント制度の施行から10年が経過し、本制度は運輸事業者の間で概ね定着し、一定の効果をj得ている。一方、未だ取組の途上にある事業者も存在すること、自動車輸送分野においては、相当数の事業者が努力義務に留まっていること、自然災害、テロ、感染症等への対応の促進等の課題がある。また、貸切バス事業者に対する安全性の確保の社会的要請も高まっている。

これらを踏まえ、国土交通省では、運輸安全マネジメント制度の今後のあり方について、運輸審議会運輸安全確保部会において平成28年12月から4回にわたり議論を行い、平成29年4月にとりまとめを行った。当該とりまとめを踏まえ、同部会においてさらに議論を行い、平成29年7月に本ガイドラインの改訂を行った。

本改訂にあたっては、事業者が安全管理体制を構築・改善するにあたり、その効果を実効性のあるものとするため、次に掲げる考え方を踏まえて改訂した。

- ① 今日的な課題である人材不足から生じる高齢化、輸送施設等の老朽化、自然災害、テロ、感染症等について明記する。
- ② 多くの運輸事業者において未だ改善の余地が大きい「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」や「内部監査」について、円滑な取組の促進を図る参考手順等を追記する。
- ③ 引き続き、事業者の自主性が最大限発揮できるようなものとする。
- ④ 中小規模自動車運送事業者における安全管理体制の構築・改善等の実情を踏まえ、本ガイドラインを基礎に理解しやすさに留意した「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」を本ガイドライン付属書として添付する。
- ⑤ 前回改訂において本ガイドラインの付属書とした取組事例集は、本ガイドラインの付属書とはせず、適時適切に事例の収集・更新・公表を行う。

付 属 書

中小規模自動車運送事業者における 安全管理の進め方に関するガイドライン

令和3年3月

国土交通省大臣官房

運輸安全監理官

【はじめに】

国土交通省では、運輸事業者自らが経営者から現場まで一丸となった安全管理の取組を行い、輸送の安全の向上をはかることをねらいとした「運輸安全マネジメント制度」を平成18年10月から導入しています。

自動車運送事業者については、平成25年10月から全ての貸切バス事業者が安全管理規程の義務付け対象となり、新たに約4,000者が義務付け事業者として加わりました。

これら事業者の多くは中小規模の事業者であり、大手事業者に比べると組織体制、人材及び経営資源に制約があり、運輸安全マネジメントの取組を難しいと感じる事業者が少なからず存在しており、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン（以下「現行ガイドライン」という。）」を参考として安全管理体制の構築・改善に取り組むことが必ずしも適当でない状況にあります。

このことは安全管理規程等義務付け対象外となっている中小規模のトラック運送事業者及びタクシー事業者に関しても当てはまります。

以上のような状況を踏まえ、中小規模自動車運送事業者の皆様が、より効果的に安全管理体制の構築・改善に取り組むことが出来るよう「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」を策定しました。

今後は、以下の中小規模自動車運送事業者の皆様が安全管理の取組を進めるにあたって、現行ガイドラインに代えて、本冊子「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」に記載する内容をもとに取り組むことが可能となります。

- 保有車両数が概ね50両未満の貸切バス事業者（乗合バス事業を兼業している者を含む。）
- 保有車両数が概ね100両未満の乗合バス事業者、トラック運送事業者及びタクシー事業者

1. 経営トップの責務等

輸送の安全は、運輸事業者の最も基本的なサービスである。

このため、代表者（経営者）は、自らが輸送の安全の最高責任者として、以下のとおり、安全管理の体制を整え、取組計画を作るとともに、社員・職員を指揮・指導して、その役割を果たす。また、社員・職員の高齢化や車両・施設等の老朽化への対応、自然災害、テロ、感染症への対応等の課題に対して的確に対応することが重要であることを認識する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な考え方（安全第一、法令遵守等）を記載した安全方針を作り、事業者内部に周知徹底する。
- (2) 安全方針に基づき、事業者が達成したい成果として安全目標を設定し、目標を達成するための取組計画を決め、安全運行に努める。
- (3) 重大な事故、自然災害等が発生した場合の対応方法をあらかじめ決める。なお、自然災害の場合には、ハザードマップ等を活用してリスク評価を行った上、対応方法を決める。
- (4) 輸送の安全に必要な人員や設備等を確保・整備する。
- (5) 安全管理の取組状況を年に1回は点検し、問題があれば改善する。
- (6) 人員体制上、可能な場合には、選任した安全統括管理者に次の事項を行わせる。
 - ① 安全方針を事業者内部に周知すること
 - ② 安全目標を作成し、社員・職員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組を積極的に行うこと
 - ③ 代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に適時、適切に報告すること
 - ④ 人員規模に応じた安全管理の取組体制を決め、各自の役割を定め、事業者内部に周知すること
 - ⑤ 安全管理の取組状況を年に1回は点検し、その結果を代表者（経営者）に適時、適切に報告すること
- (7) 輸送の安全に必要な手順・規則
安全統括管理者は、社員・職員に指示する等して、輸送の安全に必要な手順・規則を作成し、事業者内部に周知する。

(8) 必要な要員の責任・権限

安全管理体制を適切に構築・改善するために必要な要員の責任・権限を定め、事業者内部に周知する。

また、安全管理体制の運営上、必要な責任・権限の他、関係法令等で定められている責任・権限を、必要とされる要員に与える。

2. 安全管理の考えと計画

代表者（経営者）及び安全統括管理者（以下「代表者（経営者）等」という。）は、安全管理の考え方を定めた安全方針や事業者が達成したい安全に関する目標とそのため具体的な取組計画（安全重点施策）について、以下の取組を行う。

- (1) 作成した安全方針を事業者内部に周知徹底する。また、必要に応じて見直しを行う。

（取組のポイント）

※安全方針には、少なくとも、「法令や規則を守ること」、「輸送の安全が第一であること」及び「安全管理体制を継続的に改善すること」等を明記しましょう。

（取組事例）

<安全方針の周知の例>

- 安全方針の各事務所等への掲示
- 安全方針等を記載した携帯カードの全ての社員・職員に対する配付
- 社内報や社内イントラ等への掲載
- 現場巡回、年始会、入社式等での社長訓示
- 点呼・各種会議での冒頭唱和の励行
- 社内教育での周知・指導
- 社員アンケート結果を踏まえ、わかりやすい文言に変更 等

- (2) 安全方針に沿い、かつ、自らの安全に関する課題に基づき、年に1回、事業者が達成したい安全に関する目標とそのため具体的な取組計画（安全重点施策）を作成し、目標の達成に向けて取り組む。

(取組のポイント)

※安全目標は、その達成状況を把握することができるよう、目標年次を定め、可能な限り、「人身事故対前年度比10%減」など数値的なものとしましょう。

※事故等の発生状況、自己点検及び見直し・改善の状況、保安監査の結果、運輸安全マネジメント評価の結果等から、優先的に解決すべき課題を見出し、別添1の「安全重点施策 取組計画の例」を参考に取組計画を作成して計画的に取り組むとよいでしょう。

※社員・職員の高齢化、老朽化した車両・施設を使用することから生じる安全上の課題に配慮するとよいでしょう。

※現場の声を汲み上げる等、現場の実態を踏まえるとよいでしょう。

※現場の社員・職員が理解しやすく、モチベーションが高まるよう配慮するとよいでしょう。

※目標達成後は、必要に応じて、より高い目標を設定するようにしましょう。

(取組事例)

- 事故の多い繁忙期などには、事故防止キャンペーン活動を計画
- 目標達成に向け、より具体的な対策（安全教育、適性診断、小集団活動等）を明確にして取組計画に反映し計画的に実施
- 安全重点施策の取組状況を、管理者層が添乗により把握
- 親会社が策定した中期計画を準用し実施

(3) 取組計画の進捗状況及び安全目標の達成状況を把握し、必要に応じて見直しを行う。

3. 情報伝達及びコミュニケーションの確保

事業者は、輸送の安全を確保するために必要となるさまざまな情報伝達やコミュニケーションの確保に関する取組を行う。

(1) 輸送の安全に関する情報の伝達

代表者（経営者）等は、輸送の安全に関する情報が適時、適切に事業者内部に伝わるようにするとともに、現場の課題等を適時、適切に把握する。

なお、必要に応じて、委託先事業者との情報伝達も行う。

(取組のポイント)

※代表者（経営者）等から現場へ輸送の安全に関する情報伝達（上から下への情報の流れ）の仕組みを構築し、運用しましょう。

※現場の課題等が代表者（経営者）等に対して報告・上申される仕組み（下から上への情報の流れ）を構築し、運用しましょう。

※職場内での情報が共有される仕組み（事業者内部での横断的な情報の流れ）を構築し、運用しましょう。

※利用者や関係者に対して、その不適切な行動が輸送の安全の確保に影響を及ぼす場合があること等についての安全啓発活動を親会社、グループ会社又は関係者と連携して、適時、適切に行いましょう。

＜貨物運送事業者が委託先事業者へ事業の委託を行う場合＞

委託先事業者に対し、運行時間や貨物量などにおいて輸送の安全の確保を阻害する行為を行わないように配慮をしましょう。

また、委託先事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係がある場合には、委託先事業者における安全管理体制の構築・改善について要請・指導しましょう。

(取組事例)

＜上から下への情報の流れ＞

- 情報の各事務所等への掲示
- 社内報や社内イントラ等への掲載
- 現場巡回、年始会、入社式等での社長等の訓示
- 安全に関する各種会議・社内教育での周知
- 毎朝の点呼での周知
- 家族への働きかけにより、社員の安全意識を向上 等

＜下から上への情報の流れ＞

- 現場巡回での現場の社員・職員からの意見聴取
- 代表者（経営者）等と現場の社員・職員との直接の意見交換会の活用
- 業務改善提案制度の活用
- 現業実施部門の管理者から、現場の課題等を的確に代表者（経営者）等に報告 等

＜事業者内部での横断的な情報の流れ＞

- 小集団活動によるコミュニケーションの活性化
- 休憩所などにコミュニケーションボードを設置しグループ長及びメンバーのメッセージ等を掲示
- 社内ネットワークを活用した情報共有
- 自社の事故や他の事業者の事故を題材とした事故事例研究会の開催 等

＜安全啓発活動＞

- （旅客）車内へ安全を啓蒙するポスター等を掲示
- （貨物）車体外部に安全運転の取組を示すステッカー等を貼付 等

(2) 情報伝達及びコミュニケーションにおいて、明らかになった課題等について、必要な措置を実施し、見直しを行う。

(3) 関係法令等に従い、事業者において輸送の安全を確保するために講じた措置、講じようとする措置等の輸送の安全にかかわる情報を外部に対して公表する。

4. 事故情報等の収集・活用

事業者は、事故の再発防止又は未然防止を図るため、以下の取組を行う。

また、必要に応じて、情報の分類・整理、対策の検討及び効果把握・見直しにグループ会社または社外の機関（民間リスクマネジメント会社）等を活用することができる。

- ① 社員・職員は、事故が発生した場合は、代表者（経営者）等にその情報を適時、適切に報告する。
- ② 代表者（経営者）は、自ら又は安全統括管理者に指示する等して、①で報告を受けた事故について、原因の究明を行った上で、再発防止策を検討し、実施する。
- ③ 上記②で実施した対策の効果を把握し、必要に応じて、対策の見直しを行う。
- ④ 代表者（経営者）は、自ら、又は安全統括管理者に指示する等して、必要に応じて、現場からのヒヤリ・ハット情報（事故にはならなかったが、「ヒヤッと」した、「ハッと」したできごと）を集め、事故防止のために適切な対応策を講じる。なお、特に報告することの重要性を事業者内部に周知するとともに自発的な報告に対する不利益が生じないように配慮する。
- ⑤ 代表者（経営者）は、自ら、又は安全統括管理者に指示する等して、他の事業者の事故事例やヒヤリ・ハット情報等についても積極的に集め、事業者自らの事故防止に活用する。
- ⑥ 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故があった場合は、国土交通省へ必要な報告又は届出を行う。

(取組のポイント)

- ※まずは発生した事故について個別に再発防止対策を実施し、効果を把握した上で見直しを行いましょう。
- ※事故が発生していない場合や事故件数が少ない場合には、ヒヤリ・ハット情報を収集し活用しましょう。
- ※収集した事故情報やヒヤリ・ハット等の情報は、必要に応じて分類・整理して、対策の立案・実施等に活用しましょう。
- ※分類・整理したヒヤリ・ハット情報を参考に、例えば発生の回数が多いものについては対策を検討し実施しましょう。
- ※ヒヤリ・ハット情報等を収集する場合は、報告者に不利益が生じないような仕組みを構築しましょう。
- ※自社の情報以外にも、他社で発生した事故・トラブルやヒヤリ・ハットの事例等を収集し、対策に活用しましょう。
- ※単独での取組が困難な場合は、グループ会社、外部と連携・相談しながら取組を進めましょう。

(取組事例)

- 自動車保険契約を締結している損害保険会社に、自社で発生した事故の集計・分析を依頼し、事故の傾向を把握
- ヒヤリ・ハット報告様式の記入項目の簡略化及びドライブレコーダーを活用した詳細情報の収集
- ヒヤリ・ハットを処分の対象としないことの社内規定化及び効果的対策実施者に対する表彰制度の創設
- 民間リスクマネジメント会社に自社で集めたヒヤリ・ハット情報の分析を依頼し、ヒヤリ・ハットの傾向を把握（他社の事故、ヒヤリ・ハット事例の収集・分析を含む）
- 親会社に依頼して、自社で集めたヒヤリ・ハット情報の分析を依頼し、ヒヤリ・ハットの傾向を把握

(注) 上記取組の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方～事故の再発防止・予防に向けて～（自動車モード編）」等を参照ください。

5. 教育・訓練等の取組

事業者は、経営管理部門及び技能要員に対する必要な教育・訓練の実施、重大な事故等への対応体制の整備、関係法令等の遵守状況の確認など、輸送の安全を確保するために必要な以下の取組を行う。

(1) 必要な教育・訓練等

- ① 輸送の安全にかかわる者に対して、運輸安全マネジメント制度の趣旨等の理解を深めるために必要な教育・訓練を計画的に実施するとともに、実施後は定期的に振り返りを行い、必要に応じて見直しを行う。また、教育・訓練の実施にあたっては、グループ会社、外部（民間リスクマネジメント会社等）等が主催する運輸安全マネジメント制度に関するセミナー、講習会等を活用する等により教育・訓練に代えることができる。
- ② 運転士等現業実施部門の全ての社員・職員に対し、必要な能力の習得及び技能の維持のための教育・訓練を計画的に実施するとともに、実施後は定期的に振り返りを行い、必要に応じて見直しを行う。

(取組事例)

<運輸安全マネジメント制度の趣旨の理解を深めるための教育・訓練（管理者層）>

- 国土交通省が実施する運輸安全マネジメントセミナーの活用
- 民間リスクマネジメント会社が実施する国土交通省認定セミナーの活用

<現場の技能の維持・向上の教育・訓練（現場の社員・職員）>

- ドライブレコーダーやテレマティクス機器（自動車と通信システムを組み合わせたりリアルタイムな情報提供）を活用した、管理者による安全指導の実施
- 事故惹起者教育の一環として事故惹起者が優良運転者の乗務に添乗し観察
- 自社で発生した過去の重大事故を風化させないため、当該事故発生月に全ての社員・職員で事故を振り返り再発防止を誓う機会を設定
- 教育・訓練を受けた者へのアンケート実施等により、教育・訓練の効果を把握し、必要に応じ内容の見直しを実施

(2) 重大な事故等への対応体制の整備

- ① 重大な事故・自然災害等が発生した場合の対応方法等をあらかじめ定め、社員へ周知し、必要に応じて、想定シナリオを作成し情報伝達訓練や机上シミュレーション等の訓練を実施する。また、可能な場合は、親会社、グループ会社又は委託先事業者等と共同して訓練を実施することができる。
- ② ①の訓練実施後は、必要に応じて振り返りを行い、把握された課題や問題点を踏まえて、対応方法等の見直しを図る。

(取組のポイント)

※全社的に対応しなければならない重大事故、自然災害等の発生を想定し、簡潔でわかりやすい初動対応手順を作成し、手順に基づき、定期的に情報伝達訓練を実施しましょう。

(3) 関係法令等の遵守状況の確認

輸送の安全に必要な関係法令、通達及び事業者で定める規則を遵守するとともに、代表者（経営者）等はそれらの遵守状況を定期的に確認する。

(取組事例)

- 業界団体や業界紙等から情報を収集し、関係法令及び最新の改正状況を把握
- 点呼、現場巡回、添乗指導、路上パトロール等での確認
- ドライブレコーダー映像を活用した法令遵守の確認
- デジタルタコグラフのデータを活用した法令遵守の確認 等

6. 点検及び見直し・改善

事業者は、輸送の安全の確保に向け、定期的に安全管理の取組状況を点検し、把握した問題点を改善することが重要であり、以下の取組を行う。

(1) 取組状況の点検等

- ① 代表者（経営者）は、安全統括管理者や他の社員・職員に指示して、別添2の「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を活用して、少なくとも年に1回、安全目標の達成状況や安全管理の取組状況を点検させ、その結果を報告させる。
- ② 上記①が困難な場合は、代表者（経営者）自らが別添2の「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を活用して点検することができる。
- ③ 可能な場合は、親会社、グループ会社、協力会社等と連携し、社外の人材を活用して、内部監査を実施してもらうこともできる。

(取組事例)

- 代表者自らが、「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を用いて点検し、年度末の「安全管理体制見直し会議」に諮り、次年度の安全目標を策定
- グループ会社で内部監査員を選出し、相互に内部監査を実施
- 親会社に依頼し、自社に対する内部監査を実施

(注) 上記②の内部監査の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「安全管理体制に係る内部監査の理解を深めるために」を参照ください。

(2) 見直し・改善

- ① 代表者（経営者）は、(1)の点検の結果、安全管理体制に問題があることが分かった場合には、必要な見直し・改善を行う。

- ② 事業者は、現業実施部門等において把握した日常業務で明らかになった課題等に対して、継続的に見直し・改善を行う。

(取組のポイント)

※安全目標の達成状況や安全管理の取組状況については総括を行い、その結果を踏まえ次年度の安全目標等の見直し・改善を実施しましょう。

※また、上記取組を記録することで、将来の安全に関する取組に活用しましょう。

(注) ①の見直し・改善（マネジメントレビュー等）の具体的手法については、同じく冊子「安全管理体制に係る「マネジメントレビューと継続的改善」の理解を深めるために」を参照ください。

(3) 文書・記録類の作成・維持

事業者は、安全管理体制を構築・改善するために作成した文書類や安全管理体制の運用結果を残すために作成した記録類を適切に管理又は維持する。

(取組のポイント)

※担当者の異動・退職等があったとしても、誰もが業務のことが分かるよう、適切にルールを文書化し、管理しましょう。

※過去の安全対策の実施状況を確認できるよう、体系的に取組を記録し、管理しましょう。

※法定以外のものは必要最小限とし、現有しているものを可能な限り活用しましょう。

別添1 <<「安全重点施策 取組計画の例」>>

令和〇〇年度 安全目標の取組計画表

作成日	令和〇年〇月〇日
作成者	印
承認日	令和〇年〇月〇日
承認者	印

No	具体的な取組内容	推進責任者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
1	バック事故の検証	▲▲▲	●						○						
2	配送ルートの見直しと反映	▲▲▲		●					○						
3	バックアイカメラの設置	▲▲▲		⊖	●	●									
4	バックアイカメラ活用研修	▲▲▲					○	○			○	○			
5	対策の検証	▲▲▲						○					○		

※「○」は実施予定、「●」は実施済のもの。

「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」

(※) 代表者（経営者）又は安全統括管理者等は、以下のチェックリストを活用し、少なくとも年に1回、安全目標の達成状況や安全管理の取組状況を点検しましょう。また、チェックリストは記録・保管し、次回のチェックの際、前回との比較を行いましょう。

		前回点検日	年	月	日
		点検日	年	月	日
	自己点検チェックポイント	判定	特記事項		
1	代表者（経営者）は、法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っている。				
2	代表者（経営者）及び安全統括管理者は、安全方針を事業者内部に周知している。				
3	代表者（経営者）及び安全統括管理者は、安全方針を実現するため、1年ごとに安全目標を定め、その目標を達成するための具体的な取組計画を作っている。				
4	安全運行に努め、安全目標を達成している。				
5	重大事故が発生した場合の対応方法を決めている。				
6	ハザードマップ等を活用してリスク評価を行った上、自然災害が発生した場合の対応方法（防災の基本方針を含む。）を決めている。				
7	代表者（経営者）は、安全に必要な設備の更新・整備や人員の配置等を行っている。				
8	安全統括管理者は、その職務を把握し、社員・職員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組を積極的に行っている。				
9	安全統括管理者は、代表者（経営者）との				

	連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に報告している。		
10	事業者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割を明確に定めている。		
11	事業者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割は周知している。		
12	事業者内部において、輸送の安全に関する定期的な話し合いを行っている。		
13	代表者（経営者）は、社員・職員と直接話す機会を作り、安全に関する指示・指導をしたり、社員・職員から意見・要望を聴いたりしている。		
14	旅客又は荷主から輸送の安全に関する意見・要望を収集している。		
15	関係法令や事業者で定める規則を遵守して、安全運行している。		
16	安全管理・運行管理に関する事業者で定める規程が適切に管理されている（必要な部署への配付・保管、改廃手続きの適切な実施と表示）。		
17	（トラックの場合）委託先事業者の輸送の安全を阻害することをしないようにしている。		
18	安全運行に必要な教育・訓練を定期的に実施している。		
19	代表者（経営者）や安全統括管理者等は、外部が主催する運輸安全マネジメントに関する研修等に参加している（事業者内部の教育の受講も含む）。		
20	18及び19の教育・訓練等の実施状況を記録している。		

21	事故が発生した場合、代表者（経営者）まで事故の情報が現場から報告されるようになっている。		
22	発生した事故の再発防止策を考え、実行している。		
23	ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活用している。		
24	他の事業者の事故事例などを集め、事業者自らの事故防止に活用している。		
25	緊急通報・連絡先を少なくとも1年ごとに見直し、電話番号等に変更がないかどうか確認をしている。		
26	21 から 25 の実施状況を記録している。		
27	事故が発生した場合、必要な報告を国土交通省にしている。（報告が必要な場合）		
28	代表者（経営者）は、自然災害が発生した場合の対応方法（防災の基本方針を含む。）を自ら又は安全統括管理者に指示するなどして、社内に周知している。		
29	自然災害等が発生した場合の対応方法等について、必要に応じて、想定シナリオを作成し情報伝達訓練や机上シミュレーション等の訓練を実施している。		
30	代表者（経営者）は、少なくとも年に1回は安全の確保に向けた取組状況（安全目標、安全目標達成に向けた取組、安全管理の取組体制、情報の伝達体制、事故防止策、教育・訓練等）を点検し、問題があれば改善している。		
31	30 の実施状況を記録している。		
32	安全方針、安全目標が委託先事業者に周知されている。		

33	委託した管理業務に適用される管理の方法とその取組内容を委託先事業者明らかにしている。		
34	委託先事業者に安全管理体制の構築・改善を要請・指導している。		
35	委託先事業者の安全方針、安全目標が委託元事業者の安全方針、安全目標を踏まえたものとなっている。		
36	委託先事業者と相互の連絡体制の構築、情報の共有がされている。		
37	委託した管理業務の実施状況を定期的に点検し、必要な改善を行っている。		
38	37の実施状況を記録している。		

- ※ 実施している場合は『判定』欄に○、実施していない場合は×を記入すること。
- ※ 『特記事項』欄には、自社で行っている取組の概要や取組が困難な理由・問題、前回のチェック時から改善した点などを記入すること。

安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況		
判明した問題	実施日	解決のため対応した状況

年 月 日

署名：(代表者又は安全統括管理者等)

「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」記載例

実施している場合は『判定』欄に○、実施していない場合は×を記入すること。

・文書や記録等により実施状況が明確に判定できる項目は、それらに基づき判定すること。
 ・実施状況が明確に判定できない項目については、取組に応じて適宜判定すること。

『特記事項』欄には、自社で行っている取組の概要や取組が困難な理由・問題、前回のチェック時から改善した点などを記入すること。

経年比較のために、前年の判定および特記事項が記載できる欄を設けることも有効。

前回点検日 令和 2 年 3 月 30 日

点検日 令和 3 年 3 月 31 日

	自己点検チェックポイント	判定	特記事項
1	代表者（経営者）は、法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っている。	○	
2	代表者（経営者）及び安全統括管理者は、安全方針を事業者内部に周知している。	○	各営業所に掲示するとともに、月1回の安全会議で訓示している
3	代表者（経営者）及び安全統括管理者は、安全方針を実現するため、1年ごとに安全目標を定め、その目標を達成するための具体的な取組計画を作っている。	○	
4	安全運行に努め、安全目標を達成している。	○	
5	重大事故が発生した場合の対応方法を決めている。	○	事故発生初動手順書により規定している
6	ハザードマップ等を活用してリスク評価を行った上、自然災害が発生した場合の対応方法（防災の基本方針を含む。）を決めている。	×	国・自治体が公表しているハザードマップを活用し、リスク評価を行った上、必要な対応方法については、防災マニュアルにより規定しているが、防災の基本方針が策定されていない。
7	代表者（経営者）は、安全に必要な設備の更新・整備や人員の配置等を行っている。	○	令和2年度はバックアイカメラを全車両に導入済み
8	安全統括管理者は、その職務を把握し、社員・職員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組を積極的に行っている。	○	安全会議において、また個別に指導を実施している
9	安全統括管理者は、代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に報告している。	○	様々な機会を通じて情報を収集し、安全会議および役員会で報告している

10	事業者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割を明確に定めている。	○	安全管理規程に明記している
11	事業者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割は周知している。	○	職務割表を作成し周知している
12	事業者内部において、輸送の安全に関する定期的な話し合いを行っている。	○	安全会議を月1回開催している
13	代表者（経営者）は、社員・職員と直接話す機会を作り、安全に関する指示・指導をしたり、社員・職員から意見・要望を聴いたりしている。	○	月1回は現場訪問し、輸送の安全について運転者と対話し、意見を聴いている
14	旅客又は荷主から輸送の安全に関する意見・要望を収集している。	○	
15	関係法令や事業者で定める規則を遵守して、安全運行している。	○	
16	安全管理・運行管理に関する事業者で定める規程が適切に管理されている（必要な部署への配付・保管、改廃手続きの適切な実施と表示）。	○	
17	（トラックの場合）委託先事業者の輸送の安全を阻害することをしないようにしている。	○	年1回の委託先会議において情報共有を実施している
18	安全運行に必要な教育・訓練を定期的実施している。	○	年間教育訓練計画書に基づき実施している
19	代表者（経営者）や安全統括管理者等は、外部が主催する運輸安全マネジメントに関する研修等に参加している（事業者内部の教育の受講も含む）。	○	運輸局が開催する運輸安全マネジメントセミナーに安全統括管理者が参加している
20	18及び19の教育・訓練等の実施状況を記録している。	○	年間教育訓練実施記録に実施状況を記録している
21	事故が発生した場合、代表者（経営者）まで事故の情報が現場から報告されるようになっている。	○	ただし軽微な事故については安全統括管理者へ報告され、集約のちに経営トップへ報告している
22	発生した事故の再発防止策を考え、実行している。	○	安全会議にて事故惹起者も交えて再発防止策を検討している
23	ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活用している。	○	集めた情報をもとにハザードマップを作成し、社内に掲示している
24	他の事業者の事故事例などを集め、事業者自らの事故防止に活用している。	×	特に実施していない

25	緊急通報・連絡先を少なくとも1年ごとに見直し、電話番号等に変更がないかどうか確認をしている。	×	変更があった都度、確認をしているが、定期的には行っていない
26	21 から 25 の実施状況を記録している。	×	24、25 については記録していない
27	事故が発生した場合、必要な報告を国土交通省にしている。(報告が必要な場合)	○	
28	代表者(経営者)は、自然災害が発生した場合の対応方法(防災の基本方針を含む。)を自ら又は安全統括管理者に指示するなどして、社内に周知している。	×	自然災害が発生した場合の対応方法については、安全統括管理者に指示してミーティングにて社内周知されているが、防災の基本方針については、未策定。
29	自然災害等が発生した場合の対応方法等について、必要に応じて、想定シナリオを作成し情報伝達訓練や机上シミュレーション等の訓練を実施している。	○	自然災害が発生した場合の対応方法について、想定シナリオを策定して、年に1回の机上訓練を実施している。
30	代表者(経営者)は、少なくとも年に1回は安全の確保に向けた取組状況(安全目標、安全目標達成に向けた取組、安全管理の取組体制、情報の伝達体制、事故防止策、教育・訓練等)を点検し、問題があれば改善している。	○	3月に実施する安全会議において、年間の安全に関する取組みを取りまとめ、次年度の安全目標・取組計画に反映している
31	30 の実施状況を記録している。	○	安全会議議事録に記録している
32	安全方針、安全目標が委託先事業者に周知されている。	○	
33	委託した管理業務に適用される管理の方法とその取組内容を委託先事業者に明らかにしている。	○	
34	委託先事業者に安全管理体制の構築・改善を要請・指導している。	○	
35	委託先事業者の安全方針、安全目標が委託元事業者の安全方針、安全目標を踏まえたものとなっている。	○	
36	委託先事業者と相互の連絡体制の構築、情報の共有がされている。	○	委託先事業者連絡体制図により構築されている

37	委託した管理業務の実施状況を定期的に点検し、必要な改善を行っている。	○	定期的に行われる委託先事業者との会議で点検し、必要に応じ指導している
38	37の実施状況を記録している。	○	会議議事録により記録されている

安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況		
判明した問題	実施日	解決のため対応した状況
他社の事故事例の活用	令和3年5月以降を予定	他社の事故事例を毎月収集し、安全会議で情報共有を開始

令和3年3月31日

署名： 安全統括管理者 国土 次郎

**鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方
～事故・トラブルの防止に向けて～**

**平成21年6月
国土交通省大臣官房
運輸安全監理官**

はじめに

国土交通省では、運輸事業者自らが経営者から現場まで一丸となった安全管理の取組を行い、輸送の安全の向上をはかることをねらいとした「運輸安全マネジメント制度」を平成18年10月から導入しています。

この「運輸安全マネジメント制度」において、国土交通省では、運輸事業者自らが安全管理体制の構築・改善に向けた取組を進める際の参考として考え方などを定めた「安全管理規程に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を平成18年5月に作成し、ガイドラインをもとに運輸事業者の安全管理の取組状況をチェックする「運輸安全マネジメント評価」を実施しています。

このたび、無軌条電車事業者・鋼索鉄道事業者・索道事業者の皆様が、より効果的に安全管理に取り組むことができるよう、本冊子「鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方」を作成しましたので、今後、無軌条電車事業者・鋼索鉄道事業者・索道事業者の皆様が、安全管理の取組を進めるにあたって、ガイドラインに代えて、本冊子に記載する内容をもとに取り組むことが可能となります。

1. 代表者（経営者）の役割

輸送の安全は、運輸事業者の最も基本的なサービスである。

このため、代表者（経営者）は、自らが輸送の安全の最高責任者として、以下のとおり、安全管理の体制を整え、安全管理の取組計画を作るとともに、社員を指揮・指導して、その役割を果たす。

- (1) 会社の輸送の安全に関する基本的な考え方（安全第一、法令遵守など）を記載した安全方針を作り、社内に周知徹底する。
安全方針には、法令や社内規則を守ることや輸送の安全が第一であることを明記する。
- (2) 安全方針を実現するため、年に1回、具体的な安全目標を決め、その目標達成に向け安全運行に努める。
安全目標は、その達成状況を把握することができるよう、可能な限り、「事故ゼロ」など数値的なものとする。
- (3) 重大な事故等が発生した場合の対応方法をあらかじめ決める。
- (4) 輸送の安全に必要な人員や設備等を確保・整備する。
- (5) 安全管理の取組状況を年に1回は点検し、問題があれば改善する。
- (6) 安全統括管理者を選任し、次の事項を行わせる。
 - ① 安全方針の社内周知を行うこと。
 - ② 安全目標を作成し、社員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組を積極的に行うこと。
 - ③ 代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に適時、適切に報告すること。
 - ④ 会社の人員規模に応じた安全管理の取組体制を決め、各自の役割を定め、社内に周知する。
 - ⑤ 安全管理の取組状況を年に1回は点検し、その結果を代表者（経営者）に適時、適切に報告すること。

2. 安全管理の実施

代表者（経営者）、安全統括管理者、その他輸送の安全にかかわる社員は一丸となって、輸送の安全に向け、以下のとおり、安全管理の取組を実施する。

- (1) 輸送の安全に関する情報の伝達
代表者（経営者）又は安全統括管理者は、輸送の安全に関する情報が適時、適切に社内に伝わるようにするとともに、現場の声を適時、適切に把握する。
- (2) 法令等の遵守
社員は、輸送の安全に必要な関係法令、通達及び社内規則を遵守するとともに、代表者（経営者）又は安全統括管理者は、それらの状況を定期的に確認する。
- (3) 輸送の安全に必要な手順・規則

安全統括管理者は、社員に指示するなどして、輸送の安全に必要な手順・規則を作成し、社内に周知する。

(4) 教育・訓練

代表者（経営者）又は安全統括管理者は、輸送の安全にかかわる者に対し教育・訓練を定期的実施する。教育・訓練の実施にあたっては、外部が主催する運輸安全マネジメント制度に関する講習会等を活用するなどして、適切に実施し、それら実施状況を記録し、保管する。

(5) 事故等の対応

- ① 社員は、事故が発生した場合は、代表者（経営者）及び安全統括管理者にその情報を適時、適切に報告する。
- ② 安全統括管理者は、上記①で報告を受けた事故について、再発防止策を検討・実施する。
- ③ 安全統括管理者は、必要に応じて、現場からのヒヤリ・ハット情報（事故にはならなかったが、「ヒヤッと」した、「ハッと」したできごと）を集め、事故防止のために適切な対応策を講じる。
- ④ 安全統括管理者は、他の事業者の事故事例などを積極的に集め、自社の事故防止に活用する。
- ⑤ 代表者（経営者）は、重大な事故等が発生した場合の対応方法をあらかじめ決め、自ら又は安全統括管理者に指示するなどして、社内に周知する。
- ⑥ 安全統括管理者は、社員に指示するなどして、上記①から⑤の実施状況を記録し、保管する。

3. 安全管理の取組状況の点検と改善

輸送の安全に向け、定期的に安全管理の取組状況を点検し、把握した問題点を改善することが重要であり、代表者（経営者）及び安全統括管理者は、以下の取組を行う。

- (1) 安全統括管理者は、少なくとも年に1回、安全目標の達成状況や安全管理の取組状況を別添の「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を活用するなどして、点検し、その結果を代表者（経営者）に報告する。
- (2) 代表者（経営者）は、上記（1）の点検の結果、問題があることが判った場合には、必要な改善を行う。
- (3) 安全統括管理者は、社員に指示するなどして、上記（1）及び（2）の実施状況を記録し、保管する。

無軌条電車・鋼索鉄道・索道事業者用

「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」の例

(※) 安全統括管理者は、以下のチェックリストを活用し、年に1回は自社の運輸事業の安全の取組状況を定期的に確認しましょう。また、チェックリストは記録・保管し、次回のチェックの際、昨年との比較を行いましょ。

		点検日 年 月 日		
	自己点検チェックポイント	判定	特記事項	
1	代表者（経営者）は、法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っているか			
2	代表者（経営者）は、安全方針を周知徹底しているか			
3	代表者（経営者）又は安全統括管理者は、安全方針を実現するため、1年ごとに安全目標を作っているか			
4	安全運行に努め、安全目標を達成したか			
5	代表者（経営者）は、重大事故が発生した場合の対応方法を決めているか			
6	代表者(経営者)は、安全に必要な設備の更新・整備や人員の配置などを行っているか			
7	安全統括管理者は、安全方針を社内周知しているか			
8	安全統括管理者は、その職務を把握し、社員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組を積極的に行っているか			
9	安全統括管理者は、代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に報告しているか			
10	安全統括管理者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割を明確に定めているか			
11	安全統括管理者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割は周知しているか			

12	社内において、輸送の安全に関する定期的な話し合いを行っているか		
13	代表者（経営者）は、社員と直接話す機会を作り、安全に関する指示・指導をしたり、社員から意見・要望を聴いたりしているか		
14	旅客から輸送の安全に関する意見・要望を収集しているか		
15	関係法令や社内規則を遵守して、安全運行・施設保守をしているか		
16	安全管理規程、実施細則等が適切に管理されているか（必要な部署への配付・保管、改廃手続きの適切な実施と表示）		
17	安全運行・施設保守に必要な教育・訓練を定期的実施しているか		
18	代表者（経営者）や安全統括管理者等は、外部が主催する運輸安全マネジメントに関する研修等に参加しているか（社内教育の受講も含む）		
19	上記 17 及び 18 の教育・訓練等の実施状況を記録しているか		
20	事故が発生した場合、代表者（経営者）まで事故の情報が現場から報告されるようになっているか		
21	発生した事故の再発防止策を考え、実行しているか		
22	ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活用しているか		
23	他社の事故事例などを集め、自社の事故防止に活用しているか		
24	緊急通報・連絡先を少なくとも1年ごとに見直し、電話番号等に変更がないかどうか確認をしているか		
25	上記 20～24 の実施状況を記録しているか		
26	代表者（経営者）は、少なくとも年に1回は安全の確保に向けた取組状況（安全目標、安全目標達成に向けた取組、安全管理の取組体制、情報の伝達体制、事故防止策、教育・訓練等）を点検し、問題があれば改善しているか		

27	上記 26 の実施状況を記録しているか		
----	---------------------	--	--

※ 実施している場合は『判定』欄に○、実施していない場合は×を記入すること。

※ 『特記事項』欄には、自社で行っている取組の概要や取組が困難な理由・問題、前回のチェック時から改善した点などを記入すること。

安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況		
判明した問題	実施日	解決のため対応した状況

年 月 日

署名：(代表者又は安全統括管理者)

小規模海運事業者における安全管理の進め方 ～事故・トラブルの防止に向けて～

平成31年3月

国土交通省大臣官房

運輸安全監理官

改正履歴

日付	文書番号	件名
平成21年6月10日	国官運安第46号	小規模海運事業者における安全管理の進め方（制定）
平成31年3月27日	国官運安第638号	小規模海運事業者における安全管理の進め方の一部改正

はじめに

国土交通省では、運輸事業者自らが経営者から現場まで一丸となった安全管理の取組を行い、輸送の安全の向上をはかることをねらいとした「運輸安全マネジメント制度」を平成18年10月から導入しています。

この「運輸安全マネジメント制度」において、国土交通省では、運輸事業者自らが安全管理体制の構築・改善に向けた取組を進める際の参考として考え方などを定めた「安全管理規程に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を平成18年5月に作成し、ガイドラインをもとに運輸事業者の安全管理の取組状況をチェックする「運輸安全マネジメント評価」を実施しています。

このたび、次の小規模海運事業者の皆様が、より効果的に安全管理に取り組むことができるよう、本冊子「小規模海運事業者における安全管理の進め方」を作成しましたので、今後、次の小規模海運事業者の皆様が、安全管理の取組を進めるにあたって、ガイドラインに代えて、本冊子に記載する内容をもとに取り組むことが可能となります。

○ 旅客事業者

- ① 一定の輸送量を有する事業者又は離島生活航路事業者であって、海運事業に係る陸員の数が5名未満であり、かつ、経営トップが安全統括管理者又は船長を兼務している事業者
- ② 海運事業に係る陸員（常勤役員を含む。）の人数が常時10名未満の許可事業者
- ③ 特定旅客定期航路事業者（他の許可事業との兼業を除く。）
- ④ 届出事業者（外航旅客航路事業者を除く。）

* 一定の輸送量：年間輸送人員10万人以上または輸送人キロ200万人キロ以上

○ 内航運送事業者

- ① 海運事業に係る陸員（常勤役員を含む。）の人数が常時10名未満の事業者

1. 代表者（経営者）の役割

輸送の安全は、運輸事業者の最も基本的なサービスである。

このため、代表者（経営者）は、自らが輸送の安全の最高責任者として、以下のとおり、安全管理の体制を整え、安全管理の取組計画を作るとともに、社員を指揮・指導して、その役割を果たす。

（1）会社の輸送の安全に関する基本的な考え方（安全第一、法令遵守など）を記載した安全方針を作り、社内に周知徹底する。

安全方針には、法令や社内規則を守ることや輸送の安全が第一であることを明記する。

（2）安全方針を実現するため、年に1回、具体的な安全重点施策（安全目標）を決め、その目標達成に向け安全運航に努める。

安全重点施策（安全目標）は、その達成状況を把握することができるよう、可能な限り、「事故ゼロ」など数値的なものとする。

（3）重大な事故等が発生した場合の対応方法をあらかじめ決める。

（4）輸送の安全に必要な人員や設備等を確保・整備する。

（5）安全管理の取組状況を年に1回は点検し、問題があれば改善する。

（6）安全統括管理者を選任し、次の事項を行わせる。

① 安全方針の社内周知を行うこと。

② 安全重点施策（安全目標）を作成し、社員を指揮・指導し、安全重点施策（安全目標）の達成に向けた取組を積極的に行うこと。

③ 代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に適時、適切に報告すること。

④ 会社の人員規模に応じた安全管理の取組体制を決め、各自の役割を定め、社内に周知する。

⑤ 安全管理の取組状況を年に1回は点検し、その結果を代表者（経営者）に適時、適切に報告すること。

2. 安全管理の実施

代表者（経営者）、安全統括管理者、その他輸送の安全にかかわる社員は一人丸となって、輸送の安全に向け、以下のとおり、安全管理の取組を実施する。

（1）輸送の安全に関する情報の伝達

代表者（経営者）又は安全統括管理者は、輸送の安全に関する情報が適時、適切に社内に伝わるようにするとともに、現場の声を適時、適切に把握する。

(2) 法令等の遵守

社員は、輸送の安全に必要な関係法令、通達及び社内規則を遵守するとともに、代表者（経営者）又は安全統括管理者は、それらの状況を定期的に確認する。

(3) 輸送の安全に必要な手順・規則

安全統括管理者は、社員に指示するなどして、輸送の安全に必要な手順・規則を作成し、社内に周知する。

(4) 教育・訓練

代表者（経営者）又は安全統括管理者は、輸送の安全にかかわる者に対し教育・訓練を定期的実施する。教育・訓練の実施にあたっては、外部が主催する運輸安全マネジメント制度に関する講習会等を活用するなどして、適切に実施し、それら実施状況を記録し、保管する。

(5) 事故等の対応

- ① 社員は、事故が発生した場合は、代表者（経営者）及び安全統括管理者にその情報を適時、適切に報告する。
- ② 安全統括管理者は、上記①で報告を受けた事故について、再発防止策を検討・実施する。
- ③ 安全統括管理者は、必要に応じて、現場からのヒヤリ・ハット情報（事故にはならなかったが、「ヒヤッと」した、「ハッと」したできごと）を集め、事故防止のために適切な対応策を講じる。
- ④ 安全統括管理者は、他の事業者の事故事例などを積極的に集め、自社の事故防止に活用する。
- ⑤ 代表者（経営者）は、重大な事故等が発生した場合の対応方法をあらかじめ決め、自ら又は安全統括管理者に指示するなどして、社内に周知する。
- ⑥ 安全統括管理者は、社員に指示するなどして、上記①から⑤の実施状況を記録し、保管する。

3. 安全管理の取組状況の点検と改善

輸送の安全に向け、定期的に安全管理の取組状況を点検し、把握した問題点を改善することが重要であり、代表者（経営者）及び安全統括管理者は、以下の取組を行う。

- (1) 安全統括管理者は、少なくとも年に1回、安全重点施策（安全目標）の達成状況や安全管理の取組状況を別添1または別添2の「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を活用するなどして、点検し、その結

果を代表者（経営者）に報告する。

（２）代表者（経営者）は、上記（１）の点検の結果、問題があることが判った場合には、必要な改善を行う。

（３）安全統括管理者は、社員に指示するなどして、上記（１）及び（２）の実施状況を記録し、保管する。

海運事業者用「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」の例

(※) 安全統括管理者は、以下のチェックリストを活用し、年に1回は自社の運輸事業の安全の取組状況を定期的に確認しましょう。また、チェックリストは記録・保管し、次回のチェックの際、昨年との比較を行いましょう。

			点検日	年	月	日
	自己点検チェックポイント	判定	特記事項			
1	代表者（経営者）は、法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っているか					
2	代表者（経営者）は、安全方針を周知徹底しているか					
3	代表者（経営者）又は安全統括管理者は、安全方針を実現するため、1年ごとに安全重点施策（安全目標）を作っているか					
4	安全運航に努め、安全重点施策（安全目標）を達成したか					
5	代表者（経営者）は、重大事故が発生した場合の対応方法を決めているか					
6	代表者（経営者）は、安全に必要な設備の更新・整備や人員の配置などを行っているか					
7	安全統括管理者は、安全方針を社内周知しているか					
8	安全統括管理者は、その職務を把握し、社員・船員を指揮・指導し、安全重点施策（安全目標）の達成に向けた取組を積極的に行っているか					
9	安全統括管理者は、代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に報告しているか					
10	安全統括管理者は、安全管理の実施体制における各自の責任、役割を明確に定めているか					
11	安全統括管理者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割は周知しているか					

12	社内・船内において、輸送の安全に関する定期的な話し合いを行っているか		
13	代表者（経営者）は、社員や船員と直接話す機会を作り、安全に関する指示・指導をしたり、社員や船員から意見・要望を聴いたりしているか		
14	旅客から輸送の安全に関する意見・要望を収集しているか		
15	関係法令や社内規則を遵守して、安全運航しているか		
16	安全管理規程、作業手順等を適切に管理しているか		
17	輸送の安全に関わる者に対して必要な教育・訓練を定期的実施しているか		
18	代表者（経営者）や安全統括管理者等は、外部が主催する運輸安全マネジメントに関する研修等に参加しているか（社内教育の受講も含む）		
19	上記 17 及び 18 の教育・訓練等の実施状況を記録しているか		
20	事故が発生した場合、代表者（経営者）まで事故の情報が本船から報告されるようになっているか		
21	発生した事故の再発防止策を考え、実行しているか		
22	ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活用しているか		
23	他社の事故事例などを集め、自社の事故防止に活用しているか		
24	緊急通報・連絡先を少なくとも 1 年ごとに見直し、電話番号等に変更がないかどうか確認をしているか		
25	上記 20～24 の実施状況を記録しているか		

26	代表者（経営者）は、少なくとも年に1回は安全の確保に向けた取組状況を点検し、問題があれば改善しているか		
27	上記26の実施状況を記録しているか		

※ 実施している場合は『判定』欄に○、実施していない場合は×を記入すること。

※ 『特記事項』欄には、自社で行っている取組の概要や取組が困難な理由・問題、前回のチェック時から改善した点などを記入すること。

平成〇〇年度事故・トラブルの発生状況			
発生日時	発生場所	事故・トラブルの概要	再発防止のため実施した措置の概要

安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況		
判明した問題	実施日	解決のため対応した状況

年 月 日

署名：（代表者又は安全統括管理者）

海運事業者用「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」の例 (従業員がいない個人経営の海運事業者用)

(※) 代表者(経営者)は、安全統括管理者として、以下のチェックリストを活用し、年に1回は自社の運輸事業の安全の取組状況を定期的に確認しましょう。また、チェックリストは記録・保管し、次回のチェックの際、昨年との比較を行いましょう。

			点検日	年	月	日
	自己点検チェックポイント	判定	特記事項			
1	代表者(経営者)は、法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っているか					
2	安全方針を事務所や本船船内に掲示しているか					
3	代表者(経営者)は、安全方針を実現するため、1年ごとに安全重点施策(安全目標)を作っているか					
4	安全運航に努め、安全重点施策(安全目標)を達成したか					
5	代表者(経営者)は、重大事故が発生した場合の対応方法を決めているか					
6	代表者(経営者)は、安全に必要な設備の更新・整備などを行っているか					
7	代表者(経営者)は、安全統括管理者として、その職務を把握し、安全重点施策(安全目標)の達成に向けた取組を積極的に行っているか					
8	旅客から輸送の安全に関する意見・要望を収集しているか					
9	関係法令や社内規則を遵守して、安全運航しているか					
10	安全管理規程、作業手順等を適切に管理しているか					
11	代表者(経営者)は、外部が主催する運輸安全管理に関する研修等に参加しているか					

12	上記 11 の研修参加状況を記録しているか		
13	事故発生時の緊急通報・連絡先を作成し、少なくとも1年ごとに見直し、電話番号等に変更がないかどうか確認をしているか		
14	発生した事故の再発防止策を考え、実行しているか		
15	ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活用しているか		
16	他社の事故事例などを集め、自社の事故防止に活用しているか		
17	上記 13～16 の実施状況を記録しているか		
18	代表者（経営者）は、少なくとも年に1回は安全の確保に向けた取組状況を点検し、問題があれば改善しているか		
19	上記 18 の実施状況を記録しているか		

※ 実施している場合は『判定』欄に○、実施していない場合は×を記入すること。

※ 『特記事項』欄には、自社で行っている取組の概要や取組が困難な理由・問題、前回のチェック時から改善した点などを記入すること。

平成〇〇年度事故・トラブルの発生状況			
発生日時	発生場所	事故・トラブルの概要	再発防止のため実施した措置の概要

安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況		
判明した問題	実施日	解決のため対応した状況

年 月 日

署名：(代表者又は安全統括管理者)

「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」新旧対照、改訂理由及び留意事項の整理表

令和5年6月改訂ガイドライン	令和5年3月改訂ガイドライン	改訂理由及び留意事項
標題：運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～	標題：運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～	
目次 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 改訂にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1. ガイドラインの位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・ 2. 安全管理体制の構築・改善の意義と目的・・・・・・・・ 3. ガイドラインの適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・ 4. 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5. 運輸事業者に期待される安全管理の取組・・・・・・・・ (1) 経営トップの責務 (2) 安全方針 (3) 安全重点施策 (4) 安全統括管理者の責務 (5) 要員の責任・権限 (6) 情報伝達及びコミュニケーションの確保 (7) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用	目次 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 改訂にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1. ガイドラインの位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・ 2. 安全管理体制の構築・改善の意義と目的・・・・・・・・ 3. ガイドラインの適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・ 4. 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5. 運輸事業者に期待される安全管理の取組・・・・・・・・ (1) 経営トップの責務 (2) 安全方針 (3) 安全重点施策 (4) 安全統括管理者の責務 (5) 要員の責任・権限 (6) 情報伝達及びコミュニケーションの確保 (7) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用	

<p>(8) 重大な事故等への対応 (9) 関係法令等の遵守の確保 (10) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等 (11) 内部監査 (12) マネジメントレビューと継続的改善 (13) 文書の作成及び管理 (14) 記録の作成及び維持</p> <p>おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>付属書・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン・・・ ・ 鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方・・・ ・ 小規模海運事業者における安全管理の進め方・・・・・・・・ 	<p>(8) 重大な事故・自然災害等への対応 (9) 関係法令等の遵守の確保 (10) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等 (11) 内部監査 (12) マネジメントレビューと継続的改善 (13) 文書の作成及び管理 (14) 記録の作成及び維持</p> <p>おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン・・・ ・ 鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方・・・ ・ 小規模海運事業者における安全管理の進め方・・・・・・・・ 	<p>「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」等の中小事業者向けガイドラインについては、本ガイドラインを中小事業者の組織、人員等の実態等に則したものとすることにより、より効果的に安全管理体制を構築・改善することができるよう、本ガイドラインに代えて適用することを目的に作成されたものであることから、「参考資料」ではなく「付属書」とする修正を行った。</p>
<p>はじめに 変更なし 省略</p>	<p>はじめに 変更なし 省略</p>	
	<p>改訂にあたって（平成22年3月） 参考資料に移動</p> <p>改訂にあたって（平成29年7月） 参考資料に移動</p>	<p>これまでの過去2回の改訂（平成22年3月及び平成29年7月）の内容については、本指針の末尾に参考資料として記載したため、ここでの記載は削除した。</p>

<p>改訂にあたって（令和5年6月）</p> <p><u>平成29年7月以降の運輸安全マネジメント評価については、今日的な課題としてガイドラインに追記された人材不足に起因する社員・職員等の高齢化、自然災害、テロ、感染症等の対応や貸切バス事業者を中心とした中小自動車運送事業者の安全性向上に向けた自主的な取組を促進させることに重点を置き評価を実施し、運輸安全マネジメント制度の理解等も含め、一定の効果を得ている。</u></p> <p><u>特に、自然災害対応については、平成29年7月のガイドラインに追記された「自然災害」への対応に関する基本的な考え方となる「運輸防災マネジメント指針」を令和2年7月に公表し、事業者の自然災害への対応に関する理解を深め、取組の促進を図ってきたところである。</u></p> <p><u>一方で、多くの運輸事業者において、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経営環境の悪化や人口減少・少子高齢化に伴う人材不足が顕在化し、輸送の安全を確保するための仕組みや手順等が変化することによる新たなリスクが発生している。</u></p> <p><u>また、小規模な海運事業者の安全性の確保に対する社会的要請も高まっている。</u></p> <p><u>これらを踏まえ、国土交通大臣から運輸審議会に対して、「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施（運輸安全マネジメント評価）に係る基本的な方針」の改正に関する諮問を行い、令和5年3月に答申を得、当該答申を受けて改正された「鉄道事</u></p>	<p>改訂にあたって（令和5年3月） 全部削除</p>	
---	---	--

<p>業法第五十六条の二（軌道法第二十六条において準用する場合を含む。）、道路運送法第九十四条の二、貨物自動車運送事業法第六十条の二、海上運送法第二十五条の二、内航海運業法第二十六条の二第一項及び航空法第百三十四条の二の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正について（令和5年3月23日付け国官運安213号）の規定に基づき、事業者が安全管理体制を構築・改善するにあたり、その効果を実効性のあるものとするため、次に掲げる考え方を踏まえて改訂した。</p> <p>① <u>社会環境の変化等に伴う新たな課題についても、内部監査やマネジメントレビューを活用し、これを的確に把握し、安全重点施策に反映させるなどの対応が重要。</u></p> <p>② <u>近年において頻発化、激甚化している自然災害も輸送の安全を脅かす要因として捉え、防災・減災に向けた取組についても、継続的改善（PDCAサイクル）に繋げることが重要。</u></p>		
<p>1. ガイドラインの位置付け</p> <p>本ガイドラインは、<u>鉄道事業法、道路運送法、海上運送法、航空法等の規定により、事業者に「輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない」ことが求められていることに応じた事業者の安全管理体制の構築・改善に係る取組のねらいとその進め方の参考例を示すものである。そのため、事業者においては、自社の状況に応じて、本ガイドラインを参考に、安全管理体制の構築・改善に向けた取組を進めることが期待される。</u></p> <p>なお、「事業者自らが自主的かつ積極的な輸送の安全の取組を</p>	<p>1. ガイドラインの位置付け</p> <p>本ガイドラインは、事業者<u>における</u>安全管理体制の構築・改善に係る取組のねらいとその進め方の参考例を示すものであり、事業者においては、自社の状況に応じて、本ガイドラインを参考に、安全管理体制の構築・改善に向けた取組を進めることが期待される。</p> <p>なお、「事業者自らが自主的かつ積極的な輸送の安全の取組を</p>	<p>運輸安全マネジメント制度の法的な位置付けに関する記述を追記した。</p>

<p>推進し、輸送の安全性を向上させる」という運輸安全マネジメント制度の趣旨に鑑み、事業者が本ガイドラインに示す取組以外の進め方で輸送の安全の取組を行うことを妨げるものではない。</p>	<p>推進し、輸送の安全性を向上させる」という運輸安全マネジメント制度の趣旨に鑑み、事業者が本ガイドラインに示す取組以外の進め方で輸送の安全の取組を行うことを否定するものではない。</p>	<p>一般的な用例に倣う修正を行った。</p>
<p>2. 安全管理体制の構築・改善の意義と目的</p> <p>事業者における輸送の安全の確保の取組を活性化させ、より効果的なものとするためには、経営トップが主体的かつ積極的に関与し、強いリーダーシップを発揮することが極めて重要であり、以下の事項を明示し、これらをベースとし、安全管理体制の構築・改善を図ることが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 安全方針の策定とその周知徹底 ② 安全重点施策の策定とその推進 ③ 社内の横断的・縦断的な輸送の安全の確保に係るコミュニケーションの確保 ④ 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用 ⑤ 安全管理体制に係る内部監査の実施 ⑥ 安全管理体制全般のマネジメントレビュー ⑦ 上記の輸送の安全に関する一連の取組を適時、適切に推進するための、PDCAサイクル(Plan (計画)、Do (実行)、Check (点検)、Act (改善)の循環)の仕組みの導入とその有効活用 <p>安全管理体制は一旦構築したら終わりではなく、継続的にそのレベルアップを図ることが大切である。このためには、安全管理体制にPDCAサイクルを組み込むことが重要で、これにより継続的な見直し・改善の取組が進み、その結果として、事業者</p>	<p>2. 安全管理体制の構築・改善の意義と目的</p> <p>事業者における輸送の安全の確保の取組を活性化させ、より効果的なものとするためには、経営トップが主体的かつ積極的に関与し、強いリーダーシップを発揮することが極めて重要であり、以下の事項を明示し、これらをベースとし、安全管理体制の構築・改善を図ることが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 安全方針の策定とその周知徹底 ② 安全重点施策の策定とその推進 ③ 社内の横断的・縦断的な輸送の安全の確保に係るコミュニケーションの確保 ④ 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用 ⑤ 安全管理体制に係る内部監査の実施 ⑥ 安全管理体制全般のマネジメントレビュー ⑦ 上記の輸送の安全に関する一連の取組を適時、適切に推進するための、PDCAサイクル(計画の策定、実行、チェック、改善のサイクル (Plan Do Check Act))の仕組みの導入とその有効活用 <p>安全管理体制は一旦構築したら終わりではなく、継続的にそのレベルアップを図ることが大切である。このためには、安全管理体制にPDCAサイクルを組み込むことが重要で、これにより継続的な見直し・改善の取組が進み、その結果として、事業者内部</p>	<p>PDCAサイクルの理解を促進するため、頭文字の各英単語を明示するとともに、日本語を相対させて記述した。</p> <p>1. 「事業者内部」だけでなく委託先等も含む「事</p>

<p>全文化が醸成され、事業<u>に関する</u>全要員に<u>安全最優先の原則</u>と<u>関係法令等の遵守</u>が徹底されることにつながる。したがって、安全管理体制の構築にあたっては、P D C Aサイクルが機能するよう十分な配慮が求められる。</p> <p>なお、安全管理体制を構築・改善するには、事業者が運輸安全マネジメント制度の趣旨等を理解し信頼すること、安全管理体制に係る要員に適切な教育・訓練を行うこと、過剰な文書や記録の作成を排除すること、事業者の事業形態及び事業規模に相応しい取組を行えるような体制とすることが必要である。</p> <p>本ガイドラインは、事業者における安全管理体制の構築・改善に係る取組のねらいとその進め方の参考例を示すことにより、次に掲げる事項の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(1) 適切な安全管理体制の自律的・継続的な実現と見直し・改善</p> <p>(2) <u>安全最優先の原則</u>と<u>関係法令等の遵守</u>の事業<u>に関する</u>全要員への徹底及び実現のための不断の動機付け</p> <p>(3) 事業者における安全文化の構築・定着</p>	<p>に安全文化が醸成され、事業者<u>内部の</u>全要員に<u>関係法令等の遵守</u>と<u>安全最優先の原則</u>が徹底されることにつながる。したがって、安全管理体制の構築にあたっては、P D C Aサイクルが機能するよう十分な配慮が求められる。</p> <p>なお、安全管理体制を構築・改善するには、事業者が運輸安全マネジメント制度の趣旨等を理解し信頼すること、安全管理体制に係る要員に適切な教育・訓練を行うこと、過剰な文書や記録の作成を排除すること、事業者の事業形態及び事業規模に相応しい取組を行えるような体制とすることが必要である。</p> <p>本ガイドラインは、事業者における安全管理体制の構築・改善に係る取組のねらいとその進め方の参考例を示すことにより、次に掲げる事項の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(1) 適切な安全管理体制の自律的・継続的な実現と見直し・改善</p> <p>(2) <u>関係法令等の遵守</u>と<u>安全最優先の原則</u>の事業者<u>内部</u>の全要員への徹底及び実現のための不断の動機付け</p> <p>(3) 事業者<u>内部</u>における安全文化の構築・定着</p>	<p>業に関する全要員」への徹底を念頭に修正を行った。(以下、同様の修正を複数実施。)</p> <p>2. 輸送の安全を確保する上での優先度を勘案し、「安全最優先の原則」と「関係法令等の遵守」の順を入れ替えた。(以下、同様の修正を複数実施。)</p>
<p>3. ガイドラインの適用範囲</p> <p>(1) 本ガイドラインは、事業者の経営管理部門が行う「当該事業の輸送の安全を確保するための管理業務」(以下「管理業務」という。)に適用する。</p> <p>(2) 本ガイドラインの適用にあたって、事業者は、次に掲げる事項を明らかにする必要がある。</p> <p>① 経営管理部門の範囲</p> <p>② 経営管理部門が行う管理業務の実施対象となる範囲</p>	<p>3. ガイドラインの適用範囲</p> <p>(1) 本ガイドラインは、事業者の経営管理部門が行う「当該事業の輸送の安全を確保するための管理業務」(以下「管理業務」という。)に適用する。</p> <p>(2) 本ガイドラインの適用にあたって、事業者は、次に掲げる事項を明らかにする必要がある。</p> <p>① 経営管理部門の範囲</p> <p>② 経営管理部門が行う管理業務の実施対象となる範囲</p>	

<p>③ 管理業務について、その一部を外部委託する場合は、当該外部委託した管理業務に適用される管理の方法とその取組内容</p>	<p>③ 管理業務について、その一部を外部委託する場合は、当該外部委託した管理業務に適用される管理の方法とその取組内容</p>	
<p>4. 用語の定義</p> <p>(1) 安全管理体制：経営管理部門により行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、改善される体制</p> <p>(2) 経営トップ：事業者において、最高位で指揮し、管理する個人又はグループ</p> <p><u>(3) 経営管理部門：現業実施部門を管理する責任・権限を持つ部門（経営トップ及び安全統括管理者を含む。）</u></p> <p><u>(4) 現業実施部門：輸送の安全に係る運行（<u>運航</u>）、整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門</u></p> <p>(5) 安全方針：経営トップが主体的に関与し、策定した、輸送の安全を確保するための事業者の全体的な意図及び方向性を示す基本的な方針</p> <p><u>(6) 輸送施設等：車両、船舶、航空機等及びこれらの運行（<u>運航</u>）に必要な施設、設備等</u></p> <p><u>(7) 安全重点施策：安全方針に沿い、かつ、自らの安全に関する具体的な課題解決に向けて設定した、組織全体、各部門、支社等における輸送の安全の確保に関する目標と、その目標を達成するために必要な具体的な取組計画</u></p> <p><u>(8) 安全統括管理者：各事業法の規定に基づき、選任することが義務付けられている輸送の安全を確保するための管理業</u></p>	<p>4. 用語の定義</p> <p>(1) 安全管理体制：経営管理部門により、<u>事業者内部</u>で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、改善される体制</p> <p>(2) 経営トップ：事業者において、最高位で指揮し、管理する個人又はグループ</p> <p><u>(3) 現業実施部門：輸送の安全に係る運行、<u>運航</u>、整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門</u></p> <p><u>(4) 経営管理部門：現業実施部門を管理する責任・権限を持つ部門（経営トップ及び安全統括管理者を含む。）</u></p> <p>(5) 安全方針：経営トップが主体的に関与し、策定した、輸送の安全を確保するための事業者の全体的な意図及び方向性を示す基本的な方針</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(6) 安全重点施策：安全方針に沿い、かつ、自らの安全に関する具体的な課題解決に向け、組織全体、各部門又は支社等において、輸送の安全の確保に関する目標を設定し、目標を達成するため、<u>輸送の安全を確保するため</u>に必要な具体的な取組計画</u></p> <p><u>(7) 安全統括管理者：関係法令により選任することとされている、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者</u></p>	<p>「事業者内部」に限定した記載から、事業者全体を意図した記載への修正を行った。</p> <p>用語の定義の項順は、ガイドライン本文の出現順に合わせて、順を入れ替えた。運航に関する記述は、一般的な用例に倣った記述とした。</p> <p>本ガイドラインに複数箇所記載される用語に定義を設けた。</p> <p>文章の適正化を図った。</p> <p>文章の適正化を図った。</p>

<p>務を統括管理する者</p> <p><u>(9)</u> コミュニケーション：情報を双方向又は多方向で伝え合う行為</p> <p><u>(10)</u> 関係法令等：事業に係る輸送の安全に関する法令及び事業者が必要と判断し定めた社内規則・ルール</p> <p><u>(11)</u> マネジメントレビュー：経営トップが主体的に関与して、少なくとも年に1回、事業者全体の安全管理体制の構築・改善の状況を振り返り、総括し、それら安全管理体制が適切かつ有効に機能していることを評価し、必要に応じて、見直し・改善を行う活動</p> <p><u>(12)</u> 継続的改善：「<u>内部監査</u>」、「<u>マネジメントレビュー</u>」又は日常業務における活動等の結果から明らかになった安全管理体制上の課題等についてどのように改善するかを決め、是正措置又は予防措置を行う行為</p> <p><u>(13)</u> 是正措置：明らかとなった課題等を是正する措置であって、再発を防止するために、その課題等の様態に見合った原因を除去するための措置</p> <p><u>(14)</u> 予防措置：潜在的な課題等の発生等を予防する措置であって、その課題等の様態に見合った潜在的な課題等の原因を除去する措置</p>	<p><u>(8)</u> コミュニケーション：情報を双方向又は多方向で伝え合う行為</p> <p><u>(9)</u> マネジメントレビュー：経営トップが主体的に関与して、少なくとも年に1回、事業者全体の安全管理体制の構築・改善の状況を振り返り、総括し、それら安全管理体制が適切かつ有効に機能していることを評価し、必要に応じて、見直し・改善を行う活動</p> <p><u>(10)</u> 継続的改善：「<u>マネジメントレビュー</u>」、「<u>内部監査</u>」又は日常業務における活動等の結果から明らかになった安全管理体制上の課題等についてどのように改善するかを決め、是正措置又は予防措置を行う行為</p> <p><u>(11)</u> 是正措置：明らかとなった課題等を是正する措置であって、再発を防止するために、その課題等の様態に見合った原因を除去するための措置</p> <p><u>(12)</u> 予防措置：潜在的な課題等の発生等を予防する措置であって、その課題等の様態に見合った潜在的な課題等の原因を除去する措置</p> <p><u>(13)</u> 関係法令等：<u>当該</u>事業に係る輸送の安全に関する法令（<u>関係法令</u>）及び<u>関係法令に沿って</u>事業者が必要と判断し<u>自ら</u>定めた社内規則・ルール</p> <p><u>(14)</u> <u>事故リスク管理要員：事故の再発防止・未然防止を目的として、現場で発生した事故、ヒヤリ・ハット等の情報を収集・</u></p>	<p>「関係法令等」の定義については、輸送の安全に関して、「事業者が必要と判断」した社内規則・ルールは、「関係法令に沿って」定められたものばかりではないことから削除するとともに文章の適正化を図った。</p> <p>PDCAのプロセスの順に合わせて、「マネジメントレビュー」と「内部監査」の順を入れ替えた。</p> <p>用語の定義の項順は、ガイドライン本文の出現順に合わせて、順を入れ替えた。</p> <p>「事故リスク管理要員」の定義については、この用語が一般的に使用する用語ではないこと、ま</p>
--	---	---

	<p style="text-align: center;"><u>活用し、対策を講じる要員</u></p>	<p>た、情報の収集、活用、対策等は、個別の要員ではなく、組織として対応する例が多く、その実施主体が実施の都度変わることが考えられること等特定の社員を示す用語ではないことから削除した。</p>
<p>5. 運輸事業者にて期待される安全管理の取組</p> <p>(1) 経営トップの責務</p> <p>1) 経営トップは、輸送の安全の確保のため、次に掲げる事項について、主体的に関与し、事業者組織全体の安全管理体制を構築・改善するとともに、<u>顕在化が進む</u>人材不足に起因する社員・職員等の高齢化<u>及び</u>厳しい経営状況に起因する老朽化した輸送施設等の使用から生じる安全上の課題<u>並びに</u>社会的要請が高まっている自然災害、テロ、感染症等への<u>備えと</u>対応が重要であることを認識し、適切に運営する。</p>	<p>5. 運輸事業者にて期待される安全管理の取組</p> <p>(1) 経営トップの責務</p> <p>1) 経営トップは、輸送の安全の確保のため、次に掲げる事項について、主体的に関与し、事業者組織全体の安全管理体制を構築し、適切に運営する。<u>また、</u>人材不足に起因する社員・職員の高齢化、<u>厳しい経営状況に起因する老朽化した輸送施設等の使用から生じる安全上の課題、さらに、頻発化・激甚化する自然災害が輸送の安全の脅威となっていることを認識の上、自社の自然災害対応力を向上させること、加えて、</u>社会的要請が高まっている自然災害、テロ、感染症等への対応<u>などの課題に対して的確に対応することが重要であることを認識する。</u></p>	<p>1. 「顕在化が進む」については、平成 29 年度のガイドライン改訂以降、人口減少・少子高齢化に伴う人材不足に起因する社員・職員等の高齢化や新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経営環境の悪化が輸送の安全の確保を阻害する恐れとして顕在化していることに鑑み追記した。</p> <p>2. 「社会的要請が高まっている自然災害、テロ、感染症」については、当該事象が発生した場合の対応だけでなく、旅客、社員・職員等の安全を確保するための「備え」も重要であることを認識し、「適切に運営」することを促すため追記した。</p> <p>3. 「さらに、頻発化・激甚化する自然災害が輸送の安全の脅威となっていることを認識の上、自社の自然災害対応力を向上させること」の記載については、記述の重複を避けるため削除した。</p> <p>4. 社員・職員等の「等」は委託先の社員等を想</p>

<p>① <u>安全最優先の原則</u>と<u>関係法令等の遵守</u>を徹底する。</p> <p>② 安全方針を策定する。</p> <p>③ 安全統括管理者、その他経営管理部門で安全管理に従事する者（以下「安全統括管理者等」という。）に指示するなどして、安全重点施策を策定する。</p> <p>④ 安全統括管理者等に指示するなどして、重大な事故、<u>自然災害</u>、<u>テロ</u>、<u>感染症</u>等への<u>備え</u>と対応を実施する。</p> <p>⑤ 安全管理体制を構築・改善するために、かつ、輸送の安全を確保するために、安全統括管理者等に指示するなどして、必要な要員、情報、輸送施設等が使用できるようにする。</p> <p>⑥ マネジメントレビューを実施する。</p> <p>2) 上記のほか、経営トップは、リーダーシップを発揮し、安全統括管理者等に指示するなどして、(2)以下に掲げる取組を構築・改善し、もって安全管理体制を適切に機能させる。</p>	<p>① <u>関係法令等の遵守</u>と<u>安全最優先の原則</u>を<u>事業者内部へ</u>徹底する。</p> <p>② 安全方針を策定する。</p> <p>③ 安全統括管理者、その他経営管理部門で安全管理に従事する者（以下「安全統括管理者等」という。）に指示するなどして、安全重点施策を策定する。</p> <p>④ 安全統括管理者等に指示するなどして、重大な事故・<u>自然災害</u>等への対応を実施する。</p> <p>⑤ 安全管理体制を構築・改善するために、かつ、輸送の安全を確保するために、安全統括管理者等に指示するなどして、必要な要員、情報、輸送施設等（<u>車両</u>、<u>船舶</u>、<u>航空機及び施設をいう。</u>）が使用できるようにする。</p> <p>⑥ マネジメントレビューを実施する。</p> <p>2) 上記のほか、経営トップは、リーダーシップを発揮し、安全統括管理者等に指示するなどして、(2)以下に掲げる取組を構築・改善し、もって安全管理体制を適切に機能させる。</p>	<p>定（以下同じ。）</p> <p>輸送の安全を確保する上での優先度を勘案し、「安全最優先の原則」と「関係法令の遵守」の順を入れ替えるとともに「事業者内部」に限定した記載から、事業者全体を意図した記載への修正を行った。</p> <p>社会的要請が高まっている「テロ、感染症等」についても、当該事象が発生した場合の対応だけでなく、旅客、社員・職員等の安全を確保するための「備え」も重要であることを認識し、「適切に運営」することを経営トップの責務事項として追記した。</p> <p>「輸送施設等」の用語の定義を設けたことに伴い修正した。</p>
--	--	---

<p>(注) 自然災害への対応については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「運輸防災マネジメント指針」を参照願う。</p>	<p>(注) 自然災害への対応については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「運輸防災マネジメント指針」を参照願う。</p>	
<p>(2) 安全方針</p> <p>1) 経営トップは、事業者の輸送の安全の確保に関する基本理念として、安全管理にかかわる事業者の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を策定する。</p> <p>2) 安全方針には、輸送の安全の確保を的確に図るために、少なくとも次に掲げる事項の趣旨を盛り込むものとする。</p> <p><u>① 安全最優先の原則</u></p> <p><u>② 関係法令等の遵守</u></p> <p>③ 安全管理体制の継続的改善等の実施</p> <p><u>なお、事故、自然災害等が発生した際の行動理念として人命最優先の原則の趣旨を安全方針、又は事故、自然災害等への対応に係る社内規則・ルール等に盛り込むものとする。</u></p> <p><u>また、社員・職員等</u>にその内容を理解させ、実践することができるよう、できるだけ簡明な内容とする。</p> <p>3) 経営トップをはじめ経営管理部門は、安全方針の意義、内容等を深く自覚するとともに、各要員に安全方針の内容を理解さ</p>	<p>(2) 安全方針</p> <p>1) 経営トップは、事業者の輸送の安全の確保に関する基本理念として、安全管理にかかわる事業者の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を策定する。</p> <p>2) 安全方針には、輸送の安全の確保を的確に図るために、少なくとも次に掲げる事項の趣旨を盛り込むものとする。</p> <p><u>なお、各要員</u>にその内容を理解させ、実践することができるよう、できるだけ簡明な内容とする。</p> <p><u>① 関係法令等の遵守</u></p> <p><u>② 安全最優先の原則</u></p> <p>③ 安全管理体制の継続的改善等の実施</p> <p><u>④ 社員等及び事業施設の被害軽減の取組</u></p> <p><u>⑤ 被災時の避難・救助・救護の原則</u></p> <p><u>⑥ 発災後、安全確保の後の事業の復旧・継続</u></p> <p>3) 経営トップをはじめ経営管理部門は、安全方針の意義、内容等を、深く自覚するとともに、各要員に安全方針の内容を理解</p>	<p>1. 「安全方針」については、運輸事業者に輸送の安全確保に関する基本理念として策定することを推奨しているが、近年激甚化する自然災害の発生が、輸送の安全の確保を阻害する要因になりうることを踏まえ、ここで掲げる「安全方針」においても自然災害発生時での対応に通じる方針であることが重要となる。</p> <p>2. 「④社員等及び事業施設の被害軽減の取組」については、社員・職員等に対する教育・訓練や施設等の耐震化等、事前の「備え」等に関する記載であり、その対応については、経営トップを含む経営管理者層が認識し、対応することが責務となることから、安全方針から除外した。</p> <p>3. 「⑤災害時の避難・救助・救護の原則」については、自然災害発生直後の対応としての最大の目的であるが、安全方針に盛り込むことを推奨している「安全最優先の原則」に包含されるこ</p>

<p>せ、その実践を促すため、経営トップの率先垂範により、あらゆる機会を捉え、周知を効果的に行う。</p> <p>4) 事業者は、安全方針に関する各要員の理解度及び浸透度を定期的に把握する。</p> <p>5) 経営トップは、安全方針について、4)の結果を踏まえ、必要に応じて、見直し（現行の安全方針の変更の必要性の有無及び周知方法の見直しを含む。）を行う。</p>	<p>させ、その実践を促すため、経営トップの率先垂範により、あらゆる機会を捉え、<u>事業者内部への</u>周知を効果的に行う。</p> <p>4) 事業者は、安全方針に関する各要員の理解度及び浸透度を定期的に把握する。</p> <p>5) 経営トップは、安全方針について、4)の結果を踏まえ、必要に応じて、見直し（現行の安全方針の変更の必要性の有無及び周知方法の見直しを含む。）を行う。</p>	<p>とから削除した。</p> <p>4. 「⑥発災後、安全確保の後の事業の復旧・継続」については、安全が確保された後の対応として、必ずしも事業の復旧及び継続をすべての事業者に求めるものではないことから削除した。</p> <p>5. ④から⑥は、既存の安全方針に新たに盛り込むこと以外に、自然災害対応が具体的な対応方針である性質を踏まえ、各種規程類等に盛り込むことで代替することを妨げないことから、なお書きとして追記した。</p> <p>6. 「事故、自然災害等」の「等」については、テロ、感染症を想定。また、「規程類等」の「等」については、自然災害、テロ、感染症等の対応マニュアルや手順書を想定。</p> <p>3) は、「事業者内部」に限定した記載から、事業者全体を意図した記載への修正を行った。</p>
<p><u>(3) 安全重点施策</u></p> <p>1) 事業者は、安全方針に沿い、かつ、自らの安全に関する具体的な課題解決に向け、組織全体、各部門又は支社等において、輸送の安全の確保に関する目標（以下「目標」という。）を設定し、目標を達成するため、輸送の安全を確保するために必要な具体的な取組計画（以下「取組計画」という。）を作成する。</p> <p><u>目標及び取組計画は、事故及びヒヤリ・ハットの発生状況、自社を取り巻く環境の変化等に伴う新たな課題、現場等からの</u></p>	<p><u>(3) 安全重点施策</u></p> <p>1) 事業者は、安全方針に沿い、かつ、自らの安全に関する具体的な課題解決に向け、組織全体、各部門又は支社等において、輸送の安全の確保に関する目標（以下「目標」という。）を設定し、目標を達成するため、輸送の安全を確保するために必要な具体的な取組計画（以下「取組計画」という。）を作成する。</p>	<p>事業者の課題解決に直結する目標の設定に向けて考慮すべき視点を明示するため、2) ①にあ</p>

<p><u>改善提案、内部監査、マネジメントレビュー、保安監査及び運輸安全マネジメント評価の結果、利用者からの意見・要望などにより、輸送現場の安全に関する課題を具体的かつ詳細に把握し、それら課題の解決・改善に直結するものとする。</u></p> <p>2) 事業者は、目標の設定及び取組計画の作成にあたっては、以下の点に留意する。</p> <p>① 目標年次を設定すること、また、可能な限り、単年度の目標及び中長期の目標の両者を設定すること</p> <p>② 可能な限り、数値目標等の具体的目標とし、外部の者も容易に確認しやすく、事後的にその達成状況を検証・評価できるものとする</p> <p>③ 取組計画の実施にあたっての責任者、手段、実施期間・日程等を明らかにすること</p> <p>④ 社員・職員等の高齢化及び老朽化した輸送施設等を使用することから生じる安全上の課題並びに<u>自然災害、テロ、感染症等への備え</u>に配慮すること</p>	<p>2) 事業者は、目標の設定及び取組計画の作成にあたっては、以下の点に留意する。</p> <p>① <u>事故やヒヤリ・ハットの発生状況、現場からの改善提案、内部監査の結果、マネジメントレビューの結果、保安監査の結果、運輸安全マネジメント評価の結果、利用者からの意見・要望などにより、輸送現場の安全に関する課題を具体的かつ詳細に把握し、それら課題の解決・改善に直結するものとする</u>こと</p> <p>② 社員・職員の高齢化、老朽化した輸送施設等を使用すること、<u>自然災害の発生</u>から生じる安全上の課題に配慮すること</p> <p>③ 目標年次を設定すること、また、可能な限り、単年度の目標及び中長期の目標の両者を設定すること</p> <p>④ 可能な限り、数値目標等の具体的目標とし、外部の者も容易に確認しやすく、事後的にその達成状況を検証・評価できるものとする</p> <p>⑤ 取組計画実施にあたっての責任者、手段、実施期間・日程等を明らかにすること</p> <p>⑥ <u>可能な限り、当該取組計画の実効性を担保する必要な資源</u></p>	<p>った記述を1)に記述するとともに文章の適正化を図った。</p> <p>目標の設定及び取組計画の作成にあたっての留意点の内容により、記載する順番を整理した。</p> <p>社会的要請が高まっている「テロ、感染症等」についても、輸送の安全を脅かす要因として捉えるよう配慮事項として追記した。</p> <p>輸送の安全を確保するための安全投資について</p>
---	--	---

<p>⑤ 現場の声を汲み上げる等、現場の実態を踏まえた改善効果が高まるよう配慮すること</p> <p>⑥ 社員・職員等が理解しやすく、輸送の安全性の向上への熱意・モチベーションが高まるよう配慮すること</p> <p>⑦ 目標達成後においては、その達成状況を踏まえ、必要に応じて、より高い目標を新たに設定すること</p> <p>3) 事業者は、目標を達成すべく、取組計画に従い、輸送の安全に関する取組を着実に実施する。</p> <p>4) 事業者は、安全重点施策について定期的に取り組計画の進捗状況及び目標の達成状況を把握するとともに、内部監査の結果等を踏まえ、マネジメントレビューの機会等を活用して、少なくとも1年毎に見直しを行う。</p> <p>(注) 安全重点施策の策定については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「安全重点施策とマネジメントレビューの理解を深めるために」を参照願う。</p>	<p><u>(必要な要員、情報、輸送施設等(車両、船舶、航空機及び施設をいう。))を配分すること</u></p> <p>⑦ 現場の声を汲み上げる等、現場の実態を踏まえた改善効果が高まるよう配慮すること</p> <p>⑧ 社員・職員が理解しやすく、輸送の安全性の向上への熱意・モチベーションが高まるよう配慮すること</p> <p>⑨ 目標達成後においては、その達成状況を踏まえ、必要に応じて、より高い目標を新たに設定すること</p> <p>3) 事業者は、目標を達成すべく、取組計画に従い、輸送の安全に関する取組を着実に実施する。</p> <p>4) 事業者は、安全重点施策について定期的に取り組計画の進捗状況及び目標の達成状況を把握するとともに、内部監査の結果等を踏まえ、マネジメントレビューの機会等を活用して、少なくとも1年毎に見直しを行う。</p> <p>(注) 安全重点施策の策定・<u>検証手法とマネジメントレビューの取組の具体的手法等</u>については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「安全重点施策とマネジメントレビューの理解を深めるために」を参照願う。</p>	<p>ては、経営トップの責務であり、5.(1)の指針に含まれている考え方であることから、留意事項から除外した。</p> <p>「(3)安全重点施策」に関係しない記述を削除した。</p>
<p>(4) 安全統括管理者の責務</p> <p>経営トップは、安全管理体制の適切な運営<u>及び</u>安全最優先の意識等の徹底を実効的<u>なもの</u>とする観点から、安全統括管理者に、次に掲げる責任・権限を具体的に与える。</p> <p>1) 安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持</p>	<p>(4) 安全統括管理者の責務</p> <p>経営トップは、<u>経営トップのリーダーシップの発揮</u>、安全管理体制の適切な運営、<u>事業者内部への</u>安全最優先意識の徹底を実効的とする観点から、安全統括管理者に<u>は</u>、次に掲げる責任・権限を具体的に与える。</p> <p>1) 安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持</p>	<p>経営トップが安全統括管理者に与える責任・権限の再整理等を行った。</p>

<p>し、改善する。</p> <p>2) 安全管理体制の課題又は問題点を的確に把握する立場として、以下の事項を経営トップに適時、適切に報告又は意見上申する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全方針の浸透・定着の状況 ・<u>自社を取り巻く環境の変化等に伴う新たな課題への対応状況</u> ・安全重点施策の進捗・達成状況 ・自然災害、<u>テロ、感染症等の備え</u>と対応に係る取組状況 ・情報伝達及びコミュニケーションの確保の状況 ・外部からの安全に関する要望、苦情 ・事故等の発生状況 ・是正措置及び予防措置の実施状況 ・安全管理体制の実施状況及び改善の必要性の有無 ・内部監査の結果 ・改善提案 ・過去のマネジメントレビューの結果に対する対応状況 ・その他必要と判断した情報 <p>3) 安全方針の<u>周知</u>を徹底する。</p>	<p>し、改善する。</p> <p>2) 安全管理体制の課題又は問題点を的確に把握する立場として、以下の事項を経営トップに適時、適切に報告又は意見上申する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全方針の浸透・定着の状況 ・<u>(新設)</u> ・安全重点施策の進捗・達成状況 ・自然災害対応に係る取組状況 ・外部からの安全に関する要望、苦情 ・情報伝達及びコミュニケーションの確保の状況 ・事故等の発生状況 ・是正措置及び予防措置の実施状況 ・安全管理体制の実施状況及び改善の必要性の有無 ・内部監査の結果 ・改善提案 ・過去のマネジメントレビューの結果に対する対応状況 ・その他必要と判断した情報 <p>3) 安全方針を<u>事業者内部へ</u>周知徹底する。</p>	<p>1. 人口減少・少子高齢化に伴う人材不足や新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経営環境の悪化など、多くの運輸事業者において想定される又は顕在している輸送の安全の確保を阻害する新たな課題についても、的確に把握し、対応することを安全統括管理者の責務事項として追記した。</p> <p>2. 社会的要請が高まっている「テロ、感染症等」についても、当該事象が発生した場合の対応だけでなく、旅客、社員・職員等の安全を確保するための「備え」も重要であるとの認識を経営トップと共有し、「適切に運営」することを安全統括管理者の責務事項として追記した。</p> <p>その他、ガイドライン本文の出現順に合わせて、順を入れ替えた。</p> <p>3. 「事業者内部」に限定した記載から、事業者全体を意図した記載への修正を行った。</p>
<p><u>(5) 要員の責任・権限</u></p> <p>1) 事業者は、安全管理体制を適切に構築・改善するために必要な要員の責任・権限を定め、周知する。</p> <p>2) 事業者は、「責任・権限」として、安全管理体制の運営上、必要な責任・権限の他、関係法令等で定められている責任・権限を、必要とされる要員に与える。</p>	<p><u>(5) 要員の責任・権限</u></p> <p>1) 事業者は、安全管理体制を適切に構築・改善するために必要な要員の責任・権限を定め、<u>事業者内部へ</u>周知する。</p> <p>2) 事業者は、「責任・権限」として、安全管理体制の運営上、必要な責任・権限の他、関係法令等で定められている責任・権限を、必要とされる要員に与える。</p>	<p>「事業者内部」に限定した記載から、事業者全体を意図した記載への修正を行った。</p>

<p>(6) 情報伝達及びコミュニケーションの確保</p> <p>1) 事業者は、以下のとおり、輸送の安全の確保に係る的確な情報伝達及びコミュニケーションを確保する。</p> <p>① 経営管理部門から現業実施部門への情報伝達の仕組みを構築し、適切に運用する。</p> <p>② 現場で明らかとなった課題、潜在している課題等が、現業実施部門から経営管理部門に対して報告・上申される仕組みを構築し、適切に運用する。</p> <p>③ 関係する部門間の情報の流れの滞りや共有不足などに起因する輸送の安全の確保に関するトラブル等を防止するため、縦断的、横断的に輸送の安全の確保に必要な情報を共有する。</p> <p>④ 経営管理部門が自ら、又は、現業実施部門の管理者を通じて、経営管理部門の方針、目標、取組計画等の考えを的確に現場に伝えるとともに、現場の課題等を的確に把握する。</p> <p>⑤ 情報伝達及びコミュニケーションに関して、明らかになった課題等について、必要な措置を検討・実施し、それらの措置に対する効果の検証、見直しを行う仕組みを構築し、適切に運用する。</p> <p>2) 事業者は、委託先事業者との間においても輸送の安全の確保に係る的確な情報伝達及びコミュニケーションを実現する。</p> <p>3) 事業者は、関係法令等に従い、事業者において輸送の安全を確保するために講じた措置、講じようとする措置等の輸送の安全にかかわる情報を外部に対して公表する。</p>	<p>(6) 情報伝達及びコミュニケーションの確保</p> <p>1) 事業者は、事業者内部に、以下のとおり、輸送の安全の確保に係る的確な情報伝達及びコミュニケーションを実現する。</p> <p>① 経営管理部門から現場への情報伝達の仕組みを構築し、適切に運用する。</p> <p>② 現場で明らかとなった課題、潜在している課題等が、現場から経営管理部門に対して報告・上申される仕組みを構築し、適切に運用する。</p> <p>③ 関係する部門間の情報の流れの滞りや共有不足などに起因する輸送の安全の確保に関するトラブル等を防止するため、事業者内部において縦断的、横断的に輸送の安全の確保に必要な情報を共有する。</p> <p>④ 経営管理部門が自ら、又は、現業実施部門の管理者を通じて、経営管理部門の方針、目標、取組計画等の考えを的確に現場に伝えるとともに、現場の課題等を的確に把握する。</p> <p>⑤ 情報伝達及びコミュニケーションにおいて、明らかになった課題等について、必要な措置を検討・実施し、それらの措置に対する効果の検証、見直しを行う仕組みを構築し、適切に運用する。</p> <p>2) 事業者は、委託先事業者との間においても輸送の安全の確保に係る的確な情報伝達及びコミュニケーションを実現する。</p> <p>3) 事業者は、関係法令等に従い、事業者において輸送の安全を確保するために講じた措置、講じようとする措置等の輸送の安全にかかわる情報、特に計画運休について適切に外部に対して</p>	<p>「事業者内部」に限定した記載から、事業者全体を意図した記載への修正を行った。</p> <p>組織部門間での情報伝達に関する指針であることを明確するための修正を行った</p> <p>組織部門間での報告・上申に関する文章の適正化を図った。</p> <p>「事業者内部」に限定した記載から、事業者全体を意図した記載への修正を行った。</p> <p>文章の適正化を図った。</p> <p>各事業法の規定に基づき、輸送の安全にかかわる</p>
---	---	---

<p>4) 事業者は、必要に応じて、旅客、荷主等に対して、旅客、荷主等の行動が輸送の安全の確保に影響を与えるおそれがあることを伝えるなどの安全啓発活動を適時、適切に行うとともに、旅客、荷主等からの意見・要望を収集し、事故の未然防止に活用する。</p> <p>5) 事業者は、自然災害、<u>テロ、感染症等</u>の発生により輸送の安全を確保できない恐れがあると予測される場合には、<u>旅客等に対して、輸送の中止・再開、代替輸送等に関する最新情報の提供を図る。また、荷主等に対しては、輸送の中止・再開、ルートの変更等に関する協議等を行うことに努める。</u></p> <p>6) 事業者は、自社の安全管理実態等を踏まえ、必要に応じて、次に掲げるような措置を講じる。</p> <p>① 輸送の安全の確保に関する情報のデータベース化とそれに対する容易なアクセス手段の確保</p> <p><u>② 1)②に基づき構築したものは別に、社員・職員等から経営トップ等へ情報を伝達するため、情報通信技術等（例：電子メール、SNS）を活用した仕組みの構築</u></p>	<p>公表する。</p> <p>4) 事業者は、必要に応じて、旅客、荷主等に対して、旅客、荷主等の行動が輸送の安全の確保に影響を与えるおそれがあることを伝えるなどの安全啓発活動を適時、適切に行うとともに、旅客、荷主等からの意見・要望を収集し、事故の未然防止に活用する。</p> <p>5) 事業者は、自然災害（<u>台風、豪雨、雪害等の予測可能なものに限る。</u>）の発生により輸送の安全を確保できない恐れがあると予測される場合には、荷主等に対して、輸送の中止・再開、ルートの変更等について事前に協議・打合せ等を行うことにより安全の確保を図る。</p> <p>6) 事業者は、自社の安全管理実態等を踏まえ、必要に応じて、次に掲げるような措置を講じる。</p> <p>① 輸送の安全の確保に関する情報のデータベース化とそれに対する容易なアクセス手段の確保</p> <p><u>② 経営トップ等への目安箱等のヘルプラインの設置（1）②に掲げるコミュニケーションとは別ルートの確保</u></p>	<p>情報の公表が義務付けられていることに関する記載であるため、個別具体的な自然災害対応に関する記載を削除した。</p> <p>旅客等への対応に関する配慮事項を追記するとともに文章の適正化を図った。</p> <p>情報通信端末等の発達及び普及状況を踏まえ、社員・職員から経営トップ等に対し、ダイレクトに情報を伝達するための例示の変更を行うとともに、文章の修正を行った。</p>
<p><u>（7）事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用</u></p> <p>1) 事業者は、輸送の安全を確保するため、事故、ヒヤリ・ハット情報等の定義及び収集手順を定め、それらの情報を収集する。収集した情報のうち、事業者が輸送の安全確保のため特に重要と定めた情報については、適時、適切に経営トップまで報告する。</p>	<p><u>（7）事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用</u></p> <p>1) 事業者は、輸送の安全を確保するため、事故、ヒヤリ・ハット情報等の定義及び収集手順を定め、それらの情報を収集する。収集した情報のうち、事業者が輸送の安全確保のため特に重要と定めた情報については、適時、適切に経営トップまで報告する。</p>	

<p>2) 事業者は、輸送の安全を確保するため、以下の手順により1)で収集した情報の活用に取り組む。なお、情報の分類・整理、対策の検討及び効果把握・見直しに親会社、グループ会社、協力会社、民間の専門機関等を活用することができる。</p> <p>① 1)で収集した情報を<u>分類・整理</u>する。</p> <p>② ①の分類・整理の結果、根本的な原因の分析を行う必要がある事象を抽出し、当該事象が発生した根本的な原因を<u>人、施設・設備、環境、管理等の視点から多角的に</u>究明する。</p> <p>③ ①又は②の結果を踏まえ、対策を<u>実施す</u>べき原因を絞り込む。</p> <p>④ ③の結果を踏まえ、事故等の再発防止・未然防止のための対策を検討し、実施する。</p> <p>⑤ ④で実施した対策の効果を把握し、必要に応じて、対策の見直しを行う。</p> <p>⑥ ①～⑤の手順の運用が確立できた後は、①で分類・整理した情報等を参考に、潜在的な危険（日常業務に潜在する輸送の安全に関する危険）についても洗い出し、潜在的な危険が生じる可能性と事故につながる可能性、事故につながった場合の影響の大きさの評価を行い、対策を<u>実施す</u>べき潜在的な危険を選定する。</p> <p>⑦ ⑥で選定した潜在的な危険から発生し得る事故の未然防止対策を検討し、実施するとともに、実施した当該対策の効果を把握し、必要に応じて、見直しを行う。</p>	<p>2) 事業者は、輸送の安全を確保するため、以下の手順により1)で収集した情報の活用に取り組む。なお、情報の分類・整理、対策の検討及び効果把握・見直しに親会社、グループ会社、協力会社、民間の専門機関等を活用することができる。</p> <p>① 1)で収集した情報について、<u>自社が重要と考える情報から</u><u>ら</u>分類・整理する。</p> <p>② ①の分類・整理の結果、根本的な原因の分析を行う必要がある事象を抽出し、当該事象が発生した根本的な原因を<u>究明するための多角的な分析を行い、当該原因を</u>究明する。</p> <p>③ ①又は②の結果を踏まえ、対策を<u>たてる</u>べき原因を絞り込む。</p> <p>④ ③の結果を踏まえ、事故等の再発防止・未然防止のための対策を検討し、実施する。</p> <p>⑤ ④で実施した対策の効果を把握し、必要に応じて、対策の見直しを行う。</p> <p>⑥ ①～⑤の手順の運用が確立できた後は、①で分類・整理した情報等を参考に、潜在的な危険（日常業務に潜在する輸送の安全に関する危険）についても洗い出し、潜在的な危険が生じる可能性と事故につながる可能性、事故につながった場合の影響の大きさの評価を行い、対策を<u>立てる</u>べき潜在的な危険を選定する。</p> <p>⑦ ⑥で選定した潜在的な危険から発生し得る事故の未然防止対策を検討し、実施するとともに、実施した当該対策の効果を把握し、必要に応じて、見直しを行う。</p>	<p>「自社が重要と考える情報」はすでに分類された情報を示す表現であることから「自社が重要と考える情報から」を削除した。</p> <p>「多角的」の視点を具体的に例示するとともに、文章の修正を行った。</p>
--	--	--

<p>3) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の分類・整理の結果、<u>それらの原因究明等</u>を踏まえ策定された再発防止策・未然防止策は、必要に応じて、安全重点施策へ反映させる。</p> <p>4) 事業者は、必要に応じて、1) 及び2) の取組の円滑かつ有効な実施に<u>向けた業務環境の整備を図る。また、報告の重要性の認識を浸透させ、積極的な報告を促すよう配慮するとともに、ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ等を導入し活用するなど、報告を補完する手段についても検討する。</u></p> <p>5) 事業者は、<u>リスクを管理する要員に対する教育・訓練を計画的に実施し、その効果を把握し、必要に応じて、当該教育・訓練内容等の見直し・改善を図る。</u></p> <p>6) 事業者は、事故等の再発防止・未然防止の観点から他の事業者や他のモードにおける事故等の事例を的確に活用する。</p> <p>(注) 上記1)～<u>6)</u> の取組の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「事故、ヒヤリ・</p>	<p>3) <u>2) において</u>事故、ヒヤリ・ハット情報等の分類・整理の結果<u>及び</u>それらの原因究明を踏まえ策定された再発防止策・未然防止策は、必要に応じて、安全重点施策へ反映させる。</p> <p>4) 事業者は、必要に応じて、1) 及び2) の取組の円滑かつ有効な実施に<u>向け、報告することの重要性を周知浸透させ、報告者の自発的な報告を促すよう配慮するとともに、情報通信技術(例 ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ等)の導入、活用も含め、業務環境の整備を図る。</u></p> <p>5) 事業者は、<u>自社の事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用状況等を踏まえ、必要に応じて、次に掲げるような措置を講じる。</u></p> <p><u>① 事故リスク管理要員に対して、事故のリスク管理を効果的に実施するため、必要な教育・訓練を実施する。</u></p> <p><u>② 事故のリスク管理の取組状況や事故リスク管理要員の力量を定期的に把握・検証し、必要に応じて、事故のリスク管理の方法や事故リスク管理要員に対する教育・訓練などの見直し・改善を図る。</u></p> <p>6) 事業者は、事故等の再発防止・未然防止の観点から他の事業者や他のモードにおける事故等の事例を的確に活用する。</p> <p>(注) 上記1)～<u>4)</u> の取組の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「事故、ヒヤリ・</p>	<p>3) は、事業者が認識している安全上の課題や脆弱性について、安全重点施策に反映することを促すための指針であり、そのインプット情報は2) の分類・整理等の結果に限定する必要はないことから「2) において」は削除した。</p> <p>文章の整理及び適正化を図った。</p> <p>「事故リスク管理要員」の定義を削除したことともなう修正並びに文章の整理及び適正化を図った。</p>
--	---	--

<p>ハット情報の収集・活用の進め方～事故の再発防止・予防に向けて～」等を参照願う。</p>	<p>ハット情報の収集・活用の進め方～事故の再発防止・予防に向けて～」等を参照願う。</p>	
<p>(8) 重大な事故等への対応</p> <p>1) 事業者は、<u>通常の対応措置では対処できない程度・規模の事故、自然災害、テロ、感染症等（以下「重大な事故等」とする。）</u>が発生した場合に備え、(5)で定めた責任・権限を超えて適切かつ柔軟に必要な措置を講じることができるよう、その責任者を定め、応急措置及び復旧措置の実施、事故等の原因、被害等に関する調査及び分析等に係る責任、権限等必要な事項を明らかにした対応手順を定め、周知する。</p> <p>2) 1)の対応手順は、いたずらに複雑かつ緻密な手順とならないようにする。</p> <p>3) 事業者は、重大な事故等の発生時には、<u>関係する要員に事故等の発生を速やかに報告</u>するとともに、適宜、事故等の内容、原因、再発防止策等を伝達し、<u>1)の対応手順により組織横断的に迅速かつ的確な対応を図る。</u></p> <p>4) 事業者は、1)の対応手順を実効的なものとするため、必要に応じて、事業者の事業規模、事業内容に応じた<u>組織横断的な重大な事故等への</u>対応訓練（情報伝達訓練や机上シミュレーシ</p>	<p>(8) 重大な事故・自然災害等への対応</p> <p>1) 事業者は、<u>事業者全体として対応しなければならないような程度・規模の重大な事故等（通常の事故等の対応措置では対処できない事故・自然災害、テロ等）</u>が発生した場合に備え、(5)で定めた責任・権限を超えて適切かつ柔軟に必要な措置を講じることができるよう、その責任者を定め、<u>事故等の</u>応急措置及び復旧措置の実施、事故等の原因、被害等に関する調査及び分析等に係る責任・権限等必要な事項を明らかにした対応手順を定め、<u>事業者内部へ</u>周知する。</p> <p>2) 1)の対応手順は、いたずらに複雑かつ緻密な手順とならないようにする。</p> <p>3) 事業者は、重大な事故<u>や自然災害</u>等の発生時には、<u>次に掲げるような措置を講じる。</u></p> <p><u>① 重大な事故の発生時には、事故等発生速報を関係する要員に伝達</u>するとともに、適宜、事故等の内容、事故等の原因、再発防止策等を伝達し、<u>全組織で</u>迅速かつ的確な対応を図る。</p> <p><u>② 自然災害の発生時には、災害対策本部等を立ち上げ、自社の被害状況等を把握し、安全確保を前提として事業の復旧を図る。</u></p> <p>4) 事業者は、1)の対応手順を実効的なものとするため、必要に応じて、事業者の事業規模、事業内容に応じた<u>想定シナリオを作成し、定期的に全社的な重大事故等</u>対応訓練（情報伝達訓</p>	<p>「重大な事故等」の定義を設けたことに伴う文章の適正化を図るとともに「事業者内部」に限定した記載から、事業者全体を意図した記載への修正を行った。</p> <p>「重大な事故等」の定義を設けたことに伴う修正及び文章の適正化を図った。</p> <p>記載内容が1)に包含されることからここでの記載を削除した。</p> <p>「全社的」を「組織横断的」と具体的に記述し、「想定シナリオ」に基づく訓練に限定する必要があることなどから修正を行った。</p>

<p>ョン等を含む。)を<u>定期的</u>に行う。</p> <p>5) 事業者は、必要に応じて、4)の訓練や<u>過去の重大な事故等の対応</u>における反省点、課題等を取りまとめ、1)の対応手順、対応のための組織・人員体制、<u>輸送施設等</u>の見直し・改善を図る。</p> <p>6) 事業者は、<u>重大な事故等</u>への対応 (<u>復旧措置を含む</u>)について、地方自治体、国の行政機関、事業者団体、他の事業者等と<u>定期的な訓練等の機会を通じ、連携強化に努める。</u></p> <p>(注) 自然災害への対応については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「運輸防災マネジメント指針」を参照願う。</p>	<p>練や机上シミュレーションを含む。)を行う。</p> <p>5) 事業者は、必要に応じて、4)の訓練や<u>過去対応した事故対応経験</u>における反省点、課題等を取りまとめ、1)の対応手順、事故対応のための組織・人員体制、<u>事故対応設備・資機材等</u>の見直し・改善を図る。</p> <p>6) 事業者は、<u>自然災害</u>への対応については、地方自治体、国の行政機関、事業者団体、他の事業者と定期的な防災訓練等の機会を通じ、<u>日頃から連携強化を図る。</u></p> <p>(注) 自然災害への対応については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「運輸防災マネジメント指針」を参照願う。</p>	<p>「重大な事故等」を想定した対応訓練の在り方に関する文章の適正化を図った。</p> <p>「重大な事故等」の用語の定義を行ったこと、「対応」には、「(復旧措置)」が含まれることは、1)の指針から明らかであるものの、これを念のため再確認し、また、本項の実施には困難が予想されることから「努める」ことにとどめることとした。</p>
<p>(9) 関係法令等の遵守の確保</p> <p>事業者は、輸送の安全を確保する上で必要な事項に関し、関係法令等の規定を遵守する<u>ための体制・仕組みを構築する</u>。安全統括管理者等は、各部門や各要員における<u>関係法令等の遵守状況及び構築した体制・仕組みが有効に機能しているか</u>を定期的に確認する。</p>	<p>(9) 関係法令等の遵守の確保</p> <p>事業者は、<u>次に掲げるような</u>輸送の安全を確保する上で必要な事項に関し、関係法令等の規定を遵守する。安全統括管理者等は、各部門や各要員における<u>それらの</u>遵守状況を定期的に確認する。</p> <p>① <u>輸送に従事する要員の確保</u></p> <p>② <u>輸送施設の確保及び作業環境の整備</u></p> <p>③ <u>安全な輸送サービスの実施及びその監視</u></p> <p>④ <u>事故等への対応</u></p> <p>⑤ <u>事故等の是正措置及び予防措置</u></p>	<p>1.経営管理部門が関係法令等の遵守に向け、最新の情報を入手し、必要となる機器やシステム、教育に関する体制・仕組みを構築することの重要性を認識し、必要な対応策を講じることが求められることから「体制・仕組みを構築」を付記した。</p> <p>2.法令遵守に関する PDCA サイクルの構築、運用等が適切に行われることが確保できるよう「有効に機能しているか」を追加した。</p> <p>3.運輸事業者は、例示されたような関係法令を遵守するのみならず、適用されるすべての関係法令等を遵守する必要があるため、例示を削除し</p>

<p>(10) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等</p> <p>1) 事業者は、安全管理体制の構築・改善の取組に直接従事する要員、即ち、経営トップ、安全統括管理者等、各部門の安全管理に従事する責任者及びその補助者等並びに安全管理体制に係る内部監査を担当する者に対して、運輸安全マネジメント制度の趣旨等の理解を深めるため、次に掲げる事項に関し必要な教育・訓練を計画的に実施し、その有効性、効果を把握し、必要に応じて、当該教育・訓練の内容等の見直し・改善を図る。</p> <p>① 本ガイドライン（運輸安全マネジメント制度の趣旨・ねらい、安全管理体制におけるPDCAサイクルの概念等を含む。）<u>及び運輸防災マネジメント指針</u>の内容</p> <p>② 安全管理規程</p> <p>③ 関係法令等</p> <p>2) 1) の教育・訓練の内容は、安全管理体制の構築・改善の取組に必要とされるもので、要員が理解しやすい具体的なものとする。</p> <p>3) 事業者は、1) 以外の現業実施部門の社員・職員等の必要な能力の習得及び獲得した技能の維持のための教育・訓練・研修を計画的に実施し、その有効性、効果を把握し、必要に応じて、</p>	<p>(10) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等</p> <p>1) 事業者は、安全管理体制の構築・改善の取組に直接従事する要員、即ち、経営トップ、安全統括管理者等、各部門の安全管理に従事する責任者及びその補助者等並びに安全管理体制に係る内部監査を担当する者に対して、運輸安全マネジメント制度の趣旨等の理解を深めるため、次に掲げる事項に関し必要な教育・訓練を計画的に実施し、その有効性、効果を把握し、必要に応じて、当該教育・訓練の内容等の見直し・改善を図る。</p> <p><u>また、事業者は、必要に応じて、親会社、グループ会社、協力会社、民間の専門機関等を活用して教育・訓練等を実施することもできる。</u></p> <p>① 本ガイドラインの内容（運輸安全マネジメント制度の趣旨・ねらい、安全管理体制におけるPDCAサイクルの概念、<u>運輸防災マネジメント</u>等を含む。）</p> <p>② 安全管理規程の<u>記載内容</u></p> <p>③ 関係法令等</p> <p>2) 1) の教育・訓練の内容は、安全管理体制の構築・改善の取組に必要とされるもので、要員が理解しやすい具体的なものとする。</p> <p>3) 事業者は、1) 以外の現業実施部門の社員・職員の必要な能力の習得及び獲得した技能の維持のための教育・訓練・研修を計画的に実施し、その有効性、効果を把握し、必要に応じて、</p>	<p>た。</p> <p>経営トップを含む経営管理者層等に対する運輸安全マネジメント制度等の趣旨を深めるための教育・訓練に関する民間の専門機関等の活用ニーズは大きくはないことから削除した。</p> <p>経営トップを含む経営管理者層等が、「運輸防災マネジメント指針」に関する制度の趣旨等の理解を深めることが重要であることから修正した。</p> <p>文章の適正化を図った。</p>
--	---	--

<p>当該教育・訓練の内容等の見直し・改善を図る。</p> <p>4) 事業者は、現業実施部門の管理者に対して、安全管理体制を運用する上で必要な能力を習得させるための教育・訓練・研修を計画的に実施する。</p> <p>5) 事業者は、「事故、被災等」の教訓を風化させないための取組を行う。</p>	<p>当該教育・訓練の内容等の見直し・改善を図る。</p> <p>4) 事業者は、現業実施部門の管理者に対して、安全管理体制を運用する上で必要な能力を習得させるための教育・訓練・研修を計画的に実施する。</p> <p>5) 事業者は、「事故」体験を共有する取組を行う。</p>	<p>共有すべき対象の考え方は事業者によって異なり、「事故」に限定する必要はないことから、文章を改めた。</p>
<p>(11) 内部監査</p> <p>1) 事業者は、安全管理体制の構築・改善の取組に関する次の事項を確認するために内部監査を実施する。なお、内部監査の範囲は安全管理体制全般とし、経営トップ、安全統括管理者等及び必要に応じて現業実施部門に対して行う。また、事業者は、必要に応じて、親会社、グループ会社、協力会社、民間の専門機関等を活用して内部監査を実施することもできる。</p> <p>① 安全管理体制の構築・改善の取組が、安全管理規程、その他事業者が決めた安全管理体制に関する規程・手順に適合しているか。</p> <p>② 安全管理体制が適切に運営され、有効に機能しているか。</p> <p>2) 内部監査の一般的な手順等は、以下のとおりである。</p> <p>① 事業者は、監査対象となる取組状況、過去の監査結果等を考慮して、監査方針、重点確認事項等を含めた監査計画を策定する。</p> <p>② 事業者は、監査の範囲、頻度及び方法を定めて、経営トップ、安全統括管理者等に対しては、少なくとも1年毎に内部監査を実施する。さらに、重大な事故等が発生した際は適宜</p>	<p>(11) 内部監査</p> <p>1) 事業者は、安全管理体制の構築・改善の取組に関する次の事項を確認するために内部監査を実施する。なお、内部監査の範囲は、<u>安全管理体制</u>全般とし、経営トップ、安全統括管理者等及び必要に応じて現業実施部門に対して行う。また、事業者は、必要に応じて、親会社、グループ会社、協力会社、民間の専門機関等を活用して内部監査を実施することもできる。</p> <p>① 安全管理体制の構築・改善の取組が、安全管理規程、その他事業者が決めた安全管理体制に関する規程・手順に適合しているか。</p> <p>② 安全管理体制が適切に運営され、有効に機能しているか。</p> <p>2) 内部監査の一般的な手順等は、以下のとおりである。</p> <p>① 事業者は、監査対象となる取組状況、過去の監査結果等を考慮して、監査方針、重点確認事項等を含めた監査計画を策定する。</p> <p>② 事業者は、監査の範囲、頻度及び方法を定めて、経営トップ<u>及び</u>安全統括管理者等に対しては、少なくとも1年毎に内部監査を実施する。さらに、重大事故等が発生した際は適宜</p>	<p>指針の誤認を防ぐため、文章の整理を行った。</p>

<p>必要な内部監査を実施する。</p> <p>③ 内部監査を担当する者（以下「内部監査要員」という。）は、監査終了後、監査結果を速やかに取りまとめ、経営トップ及び安全統括管理者に報告するとともに被監査部門関係者に監査結果を説明する。</p> <p>④ 被監査部門の責任者は、監査で指摘を受けた点に対して、必要な是正措置・予防措置を実施する。</p> <p>⑤ 事業者は、<u>実施された</u>措置内容の検証を行い、検証内容を経営トップ及び安全統括管理者に報告する。</p> <p>3) 内部監査の実施にあたっては、以下の点に留意する。</p> <p>① 経営トップ等は、内部監査の必要性・重要性を周知徹底する等の支援を行う。</p> <p>② 事業者は、内部監査を受ける部門の業務に従事していない者が監査を実施するなど、監査の客観性を確保する。</p> <p>③ 事業者は、内部監査要員に対して、他部署に展開することが望ましいと思われる優れた取組事例の積極的な収集・活用や是正措置・予防措置の提案などが内部監査の重要な要素の一つであることを伝え、理解を促す。</p> <p>④ 事業者は、内部監査要員に対して、内部監査を効果的に実施するため、内部監査の方法等について必要な教育・訓練を実施する。</p> <p>⑤ 事業者は、内部監査の取組状況や内部監査要員の力量を定期的に把握・検証し、必要に応じて、内部監査の方法や内部監査要員に対する教育・訓練などの見直し・改善を図る。</p> <p>⑥ 事業者は、内部監査要員に対して、輸送の安全を確保する</p>	<p>必要な内部監査を実施する。</p> <p>③ 内部監査を担当する者（以下「内部監査要員」という。）は、監査終了後、監査結果を速やかに取りまとめ、経営トップ及び安全統括管理者に報告するとともに被監査部門関係者に監査結果を説明する。</p> <p>④ 被監査部門の責任者は、監査で指摘を受けた点に対して、必要な是正措置・予防措置を実施する。</p> <p>⑤ 事業者は、<u>執られた</u>措置内容の検証を行い、検証内容を経営トップ及び安全統括管理者に報告する。</p> <p>3) 内部監査の実施にあたっては、以下の点に留意する。</p> <p>① 経営トップ等は、内部監査の必要性・重要性を<u>事業者内部</u>△周知徹底する等の支援を行う。</p> <p>② 事業者は、内部監査を受ける部門の業務に従事していない者が監査を実施するなど、監査の客観性を確保する。</p> <p>③ 事業者は、内部監査要員に対して、他部署に展開することが望ましいと思われる優れた取組事例の積極的な収集・活用や是正措置・予防措置の提案などが内部監査の重要な要素の一つであることを伝え、理解を促す。</p> <p>④ 事業者は、内部監査要員に対して、内部監査を効果的に実施するため、内部監査の方法等について必要な教育・訓練を実施する。</p> <p>⑤ 事業者は、内部監査の取組状況や内部監査要員の力量を定期的に把握・検証し、必要に応じて、内部監査の方法や内部監査要員に対する教育・訓練などの見直し・改善を図る。</p> <p>⑥ 事業者は、内部監査要員に対して、輸送の安全を確保する</p>	<p>「事業者内部」に限定した記載から、事業者全体を意図した記載への修正を行った。</p>
--	--	---

<p>上で、自社を取り巻く環境の変化等に伴う新たな課題に適時、適切に対応しているかを確認することが重要であることを伝え、理解を促す。</p> <p>(注) 安全管理体制に係る内部監査の取組の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「安全管理体制に係る内部監査の理解を深めるために」を参照願う。</p>	<p>上で、自社を取り巻く環境の変化に伴う新たな課題に適時、適切に対応しているかを確認することが重要であることを伝え、理解を促す。</p> <p>(注) 安全管理体制に係る内部監査の取組の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「安全管理体制に係る内部監査の理解を深めるために」を参照願う。</p>	<p>様々な状況の変化等に伴う新たな課題に対応することを明確にするため「等」を追記した。</p>
<p>(12) マネジメントレビューと継続的改善</p> <p>1) マネジメントレビュー</p> <p>① 経営トップは、安全管理体制が適切に運営され、有効に機能していることを確認するために、少なくとも1年毎にマネジメントレビューを行う。さらに、重大な事故等が発生した際は適宜実施する。</p> <p>② 経営トップは、マネジメントレビューの際に、例えば以下に示す安全管理体制に関する情報を確認し、安全管理体制の改善の必要性と実施時期、必要となる資源等について検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社員・職員等への安全方針の浸透・定着の状況 ・<u>自社を取り巻く環境の変化等に伴う新たな課題への対応状況</u> ・安全重点施策の進捗・達成状況 ・自然災害、テロ、感染症等への備えと対応に係る取組状況 ・情報伝達及びコミュニケーションの確保の状況 ・外部からの安全に関する要望、苦情 	<p>(12) マネジメントレビューと継続的改善</p> <p>1) マネジメントレビュー</p> <p>① 経営トップは、<u>事業者の</u>安全管理体制が適切に運営され、有効に機能していることを確認するために、<u>安全管理体制の機能全般に関し</u>、少なくとも1年毎にマネジメントレビューを行う。さらに、重大事故等が発生した際は適宜実施する。</p> <p>② 経営トップは、マネジメントレビューの際に、例えば以下に示す安全管理体制に関する情報を確認し、安全管理体制の改善の必要性と実施時期、必要となる資源等について検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社員・職員への安全方針の浸透・定着の状況 ・<u>(新設)</u> ・安全重点施策の進捗・達成状況 ・自然災害対応に係る取組状況 ・情報伝達及びコミュニケーションの確保の状況 ・外部からの安全に関する要望、苦情 	<p>「安全管理体制の機能全般に関し、」の記載については、前段の「安全管理体制が適切に運営され、有効に機能していることを確認するために、」と記載した内容と重複することから削除した。</p> <p>多くの運輸事業者において、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経営環境の悪化や人口減少・少子高齢化に伴う人材不足が顕在化し、輸送の安全を阻害する新たな課題が発生していることやテロ、感染症等の対応に係る備えと対応状況についても、マネジメントレビューのインプット情報</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・事故等の発生状況 ・是正措置及び予防措置の実施状況 ・安全管理体制の実施状況及び改善の必要性の有無 ・教育・訓練の実績、安全上の課題に対する教育・訓練の効果 ・内部監査の結果 ・改善提案 ・過去のマネジメントレビューの結果に対する対応状況 ・国の保安監査や運輸安全マネジメント評価の結果 ・その他必要と判断した情報 など <p>③ マネジメントレビューの具体的な実施体制<u>及び</u>方法は、事業者の安全管理の実態に見合ったものとする。</p> <p>④ 経営トップは、マネジメントレビューの結果として、例えば以下に示す事項を決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の安全管理体制の構築・改善に関する<u>目標と取組計画</u>（次年度の安全重点施策を含む。） ・輸送の安全の<u>確保</u>に関する取組の手順・方法の見直し・改善 ・輸送の安全の<u>確保</u>に関する組織・人員体制の見直し・改善 ・輸送の安全の<u>確保</u>に関する投資計画の見直し・改善 など <p>2) 継続的改善（是正措置及び予防措置）</p> <p>事業者は、「マネジメントレビュー」、「内部監査」又は日常業務における活動等の結果から明らかになった安全管理体制上の課題等については、その原因を除去するための是正措置を講じ、輸送の安全に関する潜在的な課題等については、その原</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事故等の発生状況 ・是正措置及び予防措置の実施状況 ・安全管理体制の実施状況及び改善の必要性の有無 ・教育・訓練の実績、安全上の課題に対する教育・訓練の効果 ・内部監査の結果 ・改善提案 ・過去のマネジメントレビューの結果に対する対応状況 ・国の保安監査や運輸安全マネジメント評価の結果 ・その他必要と判断した情報 など <p>③ マネジメントレビューの具体的な実施体制、<u>方法</u>は、事業者の安全管理の実態に見合ったものとする。</p> <p>④ 経営トップは、マネジメントレビューの結果として、例えば以下に示す事項を決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の安全管理体制の構築・改善に関する<u>取組目標と計画</u>（次年度の安全重点施策を含む。） ・輸送の安全に関する取組の手順・方法の見直し・改善 ・輸送の安全に関する組織・人員体制の見直し・改善 ・輸送の安全に関する投資計画の見直し・改善 など <p>2) 継続的改善（是正措置及び予防措置）</p> <p>事業者は、「マネジメントレビュー」、「内部監査」又は日常業務における活動等の結果から明らかになった安全管理体制上の課題等については、その原因を除去するための是正措置を講じ、輸送の安全に関する潜在的な課題等については、その</p>	<p>として活用すべき重要な事項であることから追記した。</p> <p>文章の適正化を図った。</p>
--	--	---

<p>因を除去するための予防措置を適時、適切に講じる。是正措置及び予防措置を実施する際には、以下に定める手順で行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 明らかとなった課題等及び潜在的課題等の内容確認 ② 課題等の原因の特定 ③ 是正措置及び予防措置を実施する必要性の検討 ④ 必要となる是正措置及び予防措置の検討・実施 ⑤ 実施した是正措置及び予防措置の事後の有効性の評価 <p>(注) マネジメントレビューの取組の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「安全重点施策とマネジメントレビューの理解を深めるために」を参照願う。</p>	<p>原因を除去するための予防措置を適時、適切に講じる。是正措置及び予防措置を実施する際には、以下に定める手順で行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 明らかとなった課題等及び潜在的課題等の内容確認 ② 課題等の原因の特定 ③ 是正措置及び予防措置を実施する必要性の検討 ④ 必要となる是正措置及び予防措置の検討・実施 ⑤ 実施した是正措置及び予防措置の事後の有効性の評価 <p>(注) <u>安全重点施策の策定・検証手法と</u>マネジメントレビューの取組の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「安全重点施策とマネジメントレビューの理解を深めるために」を参照願う。</p>	<p>「(12) マネジメントレビューと継続的改善」に関係しない記述を削除した。</p>
<p>(13) 文書の作成及び管理</p> <p>1) 事業者は、安全管理体制を構築・改善するために、<u>事業規模等に応じて、次に掲げる文書</u>を作成し、適切に管理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 安全管理体制を構築・改善する上で、基本となる必要な手順を規定した文書 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 文書管理手順：文書の承認、発行、改訂等<u>の手順</u>を定めた文書 (イ) 記録管理手順：記録の分類、保管、廃棄等<u>の手順</u>を定めた文書 (ウ) 事故情報等管理手順：事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用の手順を定めた文書（（7）関係） (エ) 重大な事故等対応手順：重大な事故等の対応の手順を定めた文書（（8）関係） 	<p>(13) 文書の作成及び管理</p> <p>1) 事業者は、安全管理体制を構築・改善するために、<u>次に掲げる事業規模等に合った文書</u>を作成し、適切に管理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 安全管理体制を構築・改善する上で、基本となる必要な手順を規定した文書 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 文書管理手順：文書の承認、発行、改訂等を定めた文書 (イ) 記録管理手順：記録の分類、保管、廃棄等を定めた文書 (ウ) 事故情報等管理手順：事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用の手順を定めた文書（（7）関係） (エ) 重大事故等対応手順：重大な事故等の対応の手順を定めた文書（（8）関係） 	<p>文章の適正化を図った。</p> <p>文章の適正化を図った。</p> <p>「重大な事故等」の定義を設けたことに伴い修正した。</p>

<p>(オ) 内部監査手順：内部監査の手順を定めた文書（（11）関係）</p> <p>(カ) 是正及び予防に関する手順：是正措置及び予防措置を決定するための手順を定めた文書（（12）2）関係）</p> <p>② 関係法令等により作成を義務付けられている文書</p> <p>③ その他安全管理体制を構築・改善する上で、事業者が必要と判断した文書</p> <p>なお、適切な文書化を行うことのねらいは、以下のとおりである。</p> <p>① 安全管理体制の運営上必要な業務内容が明らかとなる。</p> <p>② その内容が必要とされる要員に理解されることとなる。</p> <p>③ ①及び②により、必要な手順が確実な再現性を伴って実施される。</p> <p>④ 当該業務に関し、内外からの評価が容易となる。</p> <p>2) 文書は、文書の様式、書式、形態（電子媒体を含む。）等を含め、文書化すべき文書の範囲、程度、詳細さは、事業者が1)の文書化のねらいを踏まえ実効性のある文書管理を行うために適切と判断したものとする。過剰、複雑な文書化は、<u>かえって</u>文書管理の効率を損なうこととなることから、既存文書ができる限り活用し、過剰に文書を作成しないよう留意し、また、必要に応じて、フローチャート、図、表等を活用する等文書内容を簡明化する。</p>	<p>(オ) 内部監査手順：内部監査の手順を定めた文書（（11）関係）</p> <p>(カ) 是正及び予防に関する手順：是正措置及び予防措置を決定するための手順を定めた文書（（12）2）関係）</p> <p>② 関係法令等により作成を義務付けられている文書</p> <p>③ その他安全管理体制を構築・改善する上で、事業者が必要と判断した文書</p> <p>なお、適切な文書化を行うことのねらいは、以下のとおりである。</p> <p>① 安全管理体制の運営上必要な業務内容が明らかとなる。</p> <p>② その内容が必要とされる要員に理解されることとなる。</p> <p>③ ①及び②により、必要な手順が確実な再現性を伴って実施される。</p> <p>④ 当該業務に関し、内外の評価が容易となる。</p> <p>2) 文書は、文書の様式、書式、形態（電子媒体を含む。）等を含め、文書化すべき文書の範囲、程度、詳細さは、事業者が1)の文書化のねらいを踏まえ実効性のある文書管理を行うために適切と判断したものとする。過剰、複雑な文書化は、<u>却って</u>文書管理の効率を損なうこととなることから、既存文書ができる限り活用し、過剰に文書を作成しないよう留意し、また、必要に応じて、フローチャート、図、表等を活用する等文書内容を簡明化する。</p>	<p>一般的な用例に倣う修正を行った。</p>
<p><u>(14) 記録の作成及び維持</u></p> <p>1) 事業者は、安全管理体制の運用結果を記録に残すために、次</p>	<p><u>(14) 記録の作成及び維持</u></p> <p>1) 事業者は、安全管理体制の運用結果を記録に残すために、次</p>	

<p>に掲げる記録を作成し適切に維持する。</p> <p>① 安全管理体制を構築・改善する上で、基本となる記録</p> <p>(ア) 安全統括管理者から経営トップへの報告に関する記録 ((4) 2) 関係)</p> <p>(イ) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用に関する記録 ((7) 関係)</p> <p>(ウ) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練に関する記録 ((10) 関係)</p> <p>(エ) 内部監査の実施に関する記録 ((11) 関係)</p> <p>(オ) マネジメントレビューに関する記録 ((12) 1) 関係)</p> <p>(カ) 是正措置及び予防措置に関する記録 ((12) 2) 関係)</p> <p>② 関係法令等により作成を義務付けられている記録</p> <p>③ その他安全管理体制を構築・改善する上で、事業者が必要と判断した記録</p> <p>なお、適切な記録を行うことのねらいは、以下のとおりである。</p> <p>① 安全管理体制の実施結果が明確になり、内外に達成状況を示すことができる。</p> <p>② ①により、その実施結果の評価や「継続的改善等」が可能となる。</p> <p>③ データとして蓄積され、業務の一層の効率化が図られる。</p> <p>2) 記録は、記録の様式、書式、形態(電子媒体を含む。)等を含め、作成・維持すべき記録の範囲、程度、詳細さは、事業者が1)の記録を行うことのねらいを踏まえ、事業者が実効性のある記録管理を行うために適切と判断したものとする。さらに、</p>	<p>に掲げる記録を作成し適切に維持する。</p> <p>① 安全管理体制を構築・改善する上で、基本となる記録</p> <p>(ア) 安全統括管理者から経営トップへの報告内容に関する記録 ((4) 2) 関係)</p> <p>(イ) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用内容に関する記録 ((7) 関係)</p> <p>(ウ) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練に関する記録 ((10) 関係)</p> <p>(エ) 内部監査の実施に関する記録 ((11) 関係)</p> <p>(オ) マネジメントレビューに関する記録 ((12) 1) 関係)</p> <p>(カ) 是正措置及び予防措置に関する記録 ((12) 2) 関係)</p> <p>② 関係法令等により作成を義務付けられている記録</p> <p>③ その他安全管理体制を構築・改善する上で、事業者が必要と判断した記録</p> <p>なお、適切な記録を行うことのねらいは、以下のとおりである。</p> <p>① 安全管理体制の実施結果が明確になり、内外に達成状況を示すことができる。</p> <p>② ①により、その実施結果の評価や「継続的改善等」が可能となる。</p> <p>③ データとして蓄積され、業務の一層の効率化が図られる。</p> <p>2) 記録は、記録の様式、書式、形態(電子媒体を含む。)等を含め、作成・維持すべき記録の範囲、程度、詳細さは、事業者が1)の記録を行うことのねらいを踏まえ、事業者が実効性のある記録管理を行うために適切と判断したものとする。さら</p>	<p>文章の適正化を図った。</p>
---	---	--------------------

<p>過剰、複雑な記録化は、<u>かえって</u>記録管理の効率を損なうこととなるから既存の記録をできる限り活用し、過剰に記録を作成しないよう留意し、また、記録は読みやすく、容易に識別かつ検索可能なものとする。</p>	<p>に、過剰、複雑な記録化は、<u>却って</u>記録管理の効率を損なうこととなるから既存の記録をできる限り活用し、過剰に記録を作成しないよう留意し、また、記録は読みやすく、容易に識別かつ検索可能なものとする。</p>	<p>一般的な用例に倣う修正を行った。</p>
<p>おわりに</p> <p>平成18年に関係法令が改正されて以来、事業者においては、運輸安全マネジメント制度への理解と信頼が徐々に深まっており、安全管理体制の構築・改善に向けた積極的な取組が着実に進められている。</p> <p>今後も、国土交通省では、本制度の一層の浸透・定着、ひいては、運輸業界全体の輸送の安全性の更なる向上に向け、関係団体等との連携を密にし、運輸安全マネジメント評価をはじめ本制度に係る各種施策を強力に推進する。</p>	<p>おわりに</p> <p><u>最後に</u>、平成18年に関係法令が改正されて以来、事業者においては、運輸安全マネジメント制度の<u>コンセプト</u>の理解と<u>それへの</u>信頼が徐々に深まっており、安全管理体制の構築・改善に向けた積極的な取組が着実に進められている。今後も、国土交通省では、本制度の一層の浸透・定着、ひいては、運輸業界全体の輸送の安全性の更なる向上に向け、関係団体等との連携を密にし、運輸安全マネジメント評価をはじめ本制度に係る各種施策を強力に推進する<u>こととしている</u>。</p>	<p>文章の適正化を図った。</p> <p>「推進」に対する強い意志を示すため修正した。</p>
<p>参考資料</p> <p><u>本ガイドラインは、過去に2回の改訂を行ってきており、その改訂内容を参考までに以下に示す。</u></p> <p>改訂にあたって（平成22年3月）</p> <p><u>今般、国土交通省では、平成18年10月以降、これまで実施した運輸安全マネジメント評価や運輸安全マネジメント制度に関する各種調査研究で得た、事業者における安全管理体制の構築・改善の状況や知見を踏まえ、「安全管理規程に係るガイドライン」の見直し・改善を行うため、平成22年1月から運輸審議</u></p>		

会運輸安全確保部会において、事業者における安全管理体制の構築・改善の取組のあり方等について、2回にわたり議論を行い、平成22年3月に本ガイドラインをとりまとめた。

本改訂にあたっては、事業者が安全管理体制を構築・改善するにあたり、その効果を実効性あるものとするため、次に掲げる考え方を踏まえ改訂した。

- ① 運輸安全マネジメント制度導入以降、各事業者では、関係事業法等に基づき安全管理規程が作成され、同規程に基づき、各種取組が運用されている状況にある。このため、本改訂にあたっては、主として、事業者における安全管理体制の構築・改善に係る取組のねらいとその進め方の参考例を示すことを本ガイドラインの位置付けとし、標題を「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～」に改める。
- ② 取組を行う主体（主語）を明確にするとともに、一般的に判りにくいマネジメントシステムの用語や表現を極力排除し、より簡明な内容とする。
- ③ ガイドラインの各項目に示す個々の取組自体についても、それぞれPDCAサイクルを機能させること（特にCとAを行うこと）を明記する。
- ④ 取組途上の事業者が比較的多い、「安全重点施策」、「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」、「内部監査」等については、当該事業者にとって参考となるよう取組手順を比較的詳細に追記する。
- ⑤ 事業者の自主性が最大限発揮できるようなものとする。

<p>⑥ <u>文書化、記録化の新たな義務付けは必要最小限とし、事業者が現有している文書等を可能な限り活用できるものとする。</u></p> <p>⑦ <u>事業者が、その事業形態、事業規模等に相応しい取組ができるよう、本ガイドライン付属書として、これまでの運輸安全マネジメント評価等で把握した具体的な取組事例集を添付する。</u></p> <p>⑧ <u>小規模事業者における安全管理体制の構築・改善の実情等を踏まえ、本ガイドライン付属書として、平成21年6月に公表した「鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方」及び「小規模海運事業者における安全管理の進め方」を添付する。</u></p> <p>改訂にあたって（平成29年7月）</p> <p><u>平成18年10月の運輸安全マネジメント制度の施行から10年が経過し、本制度は運輸事業者の間で概ね定着し、一定の効果をj得ている。一方、未だ取組の途上にある事業者も存在すること、自動車輸送分野においては、相当数の事業者が努力義務に留まっていること、自然災害、テロ、感染症等への対応の促進等の課題がある。また、貸切バス事業者に対する安全性の確保の社会的要請も高まっている。</u></p> <p><u>これらを踏まえ、国土交通省では、運輸安全マネジメント制度の今後のあり方について、運輸審議会運輸安全確保部会において平成28年12月から4回にわたり議論を行い、平成29年4月にとりまとめを行った。当該とりまとめを踏まえ、同部会においてさらに議論を行い、平成29年7月に本ガイドラインの改訂を</u></p>		
--	--	--

<p><u>行った。</u></p> <p><u>本改訂にあたっては、事業者が安全管理体制を構築・改善するにあたり、その効果を実効性のあるものとするため、次に掲げる考え方を踏まえて改訂した。</u></p> <p><u>① 今日的な課題である人材不足から生じる高齢化、輸送施設等の老朽化、自然災害、テロ、感染症等について明記する。</u></p> <p><u>② 多くの運輸事業者において未だ改善の余地が大きい「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」や「内部監査」について、円滑な取組の促進を図る参考手順等を追記する。</u></p> <p><u>③ 引き続き、事業者の自主性が最大限発揮できるようなものとする。</u></p> <p><u>④ 中小規模自動車運送事業者における安全管理体制の構築・改善等の実情を踏まえ、本ガイドラインを基礎に理解しやすさに留意した「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」を本ガイドライン付属書として添付する。</u></p> <p><u>⑤ 前回改訂において本ガイドラインの付属書とした取組事例集は、本ガイドラインの付属書とはせず、適時適切に事例の収集・更新・公表を行う。</u></p>		
<p>付属書</p> <p>○「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」（改正なし）</p> <p>－本文省略－</p> <p>○鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方～事故・トラブルの防止に向けて～（改正なし）</p>	<p>参考資料</p> <p>○「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」</p> <p>－本文省略－</p> <p>○鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方～事故・トラブルの防止に向けて～（改正なし）</p>	

<p>－本文省略－</p> <p>○小規模海運事業者における安全管理の進め方～事故・トラブルの防止に向けて～（改正なし）</p> <p>－本文省略－</p>	<p>－本文省略－</p> <p>○小規模海運事業者における安全管理の進め方～事故・トラブルの防止に向けて～（改正なし）</p> <p>－本文省略－</p>	
--	--	--